

議案第 79 号

瑞穂町長期総合計画後期基本計画の策定について

上記の議案を提出する。

平成 27 年 12 月 1 日

提出者 瑞穂町長 石 塚 幸右衛門

(提案理由)

瑞穂町長期総合計画後期基本計画の策定について、瑞穂町議会の議決すべき事件に関する条例（平成 17 年条例第 31 号）第 2 条の規定により、本案を提出する。

第4次瑞穂町長期総合計画

後期基本計画（案）

平成27年12月

瑞穂町

【目次】

I 後期基本計画の位置づけと構成

1	計画の位置づけ	3
2	計画期間と構成	3
3	基本計画の体系図	4

II 施策の展開

第1章 健康で元気なみずほ

第1節	皆でささえ健やかに暮らせるまち	9
1	保健・医療	9
2	社会保険制度	13
第2節	生きがいとふれあいのあるまち	16
1	地域・生活福祉	16
2	児童福祉	19
3	障がい者福祉	22
4	高齢者福祉	25

第2章 一人ひとりが輝くみずほ

第1節	豊かなこころを育むまち	31
1	学校教育	31
2	青少年健全育成	37
第2節	一人ひとりが生涯輝けるまち	40
1	生涯学習	40
2	スポーツ・レクリエーション	43
3	文化・芸術	45

第3章 魅力ある温かいみずほ

第1節	活力とにぎわいのあるまち	49
1	農業	49
2	商工業	52
3	観光・イベント	55
第2節	人がつながる温かいまち	57
1	コミュニティ	57
2	平和・人権	59
3	都市交流・国際化	61

第4章	安全安心やさしいみずほ	
第1節	安全に安心して暮らせるまち	67
1	安全・安心	67
2	基地対策	71
3	消費生活	73
第2節	地球を守る環境にやさしいまち	75
1	循環型社会	75
2	ごみ・し尿	78
3	環境保全	81
4	環境美化	84
第5章	快適で美しいみずほ	
第1節	美しい街並みの住みよいまち	89
1	土地利用	89
2	土地区画整理	92
3	景観	94
第2節	便利で快適に暮らせるまち	96
1	公共交通	96
2	住宅・公園	98
3	道路	102
4	上下水道・河川	105
第6章	総合計画を推進するために	
第1節	連携と協働がささえるまち	111
1	地域協働	111
2	広報・広聴	114
第2節	健全な行財政運営の自立したまち	116
1	行財政運営	116
2	広域行政	122

I 後期基本計画の位置づけと構成

1 計画の位置づけ

この基本計画は、平成32年度を目標年度として、第4次瑞穂町長期総合計画基本構想に示した将来都市像「みらいにずっとほこれるまち 潤いあふれ、活力みなぎる地域社会をめざして」の実現に向けた各種施策を体系化し、前期5年間終了時に長期総合計画後期基本計画として改訂したものです。

2 計画期間と構成

後期基本計画の計画期間は、平成28年度から32年度までの5年間です。平成23年に策定した基本構想に示されている将来都市像の実現に向け、この5年間で各分野において実施する施策を示したものです。

また、計画の構成は次のとおりです。

● 現況と課題

各施策分野における瑞穂町の現状を整理するとともに、今後の施策展開に向けた課題を示したものです。

● 数値目標

各施策分野において実施する施策および個別施策の実行性を確保するため、主な取組における目標とする数値を可能な限り設定したものです。現状値の数値については、平成27年3月末現在のものです。

● 施策

各施策分野において実施する施策を示したものです。

● 個別施策

各施策の具体的取組とその内容を示したものです。

3 基本計画の体系図

この基本計画の全体的な体系は次のとおりです。

将来都市像	基本目標	まちづくりの方針	施策分野
みらいに ずっと ほこれるまち	健康で 元気なみずほ	皆でささえ健やかに暮らせるまち	保健・医療 社会保険制度
		生きがいとふれあいのあるまち	地域・生活福祉 児童福祉 障がい者福祉 高齢者福祉
	一人ひとりが 輝くみずほ	豊かなこころを育むまち	学校教育 青少年健全育成
		一人ひとりが生涯輝けるまち	生涯学習 スポーツ・レクリエーション 文化・芸術
	魅力ある 温かいみずほ	活力とにぎわいのあるまち	農業 商工業 観光・イベント
人がつながる温かいまち		コミュニティ 平和・人権 都市交流・国際化	
安全安心 やさしいみずほ	安全に安心して暮らせるまち	安全・安心 基地対策 消費生活	
	地球を守る環境にやさしいまち	循環型社会 ごみ・し尿 環境保全 環境美化	
快適で 美しいみずほ	美しい街並みの住みよいまち	土地利用 土地区画整理 景観	
	便利で快適に暮らせるまち	公共交通 住宅・公園 道路 上下水道・河川	
総合計画を推進するために	連携と協働がささえるまち	地域協働 広報・広聴	
	健全な行財政運営の自立したまち	行財政運営 広域行政	

Ⅱ 施策の展開

第1章

健康で元気なみずほ

■ 第1節 ■

皆でささえ健やかに暮らせるまち

■ 第2節 ■

生きがいとふれあいのあるまち

第 1 章 健康で元気なみずほ

第 1 節 皆でささえ健やかに暮らせるまち

1 保健・医療

【現況と課題】

我が国の平均寿命は、生活環境の改善や医学の進歩などによって世界でも高い水準を示しています。しかしその一方で、他国でも例を見ない急激な高齢化に伴い、認知症や寝たきりといった介護を必要とする人や、栄養バランスの悪い食生活や運動不足などにより生活習慣病を発症する人が増えています。このような社会状況の中、国は 21 世紀における国民健康づくり運動として「健康日本 21（第 2 次）」を推進しています。瑞穂町でも、この「健康日本 21（第 2 次）」の理念にもとづき、町民の健康寿命の延伸の実現をめざしていくことが必要です。

母子保健事業では、国民運動計画である「健やか親子 21（第 2 次）」にもとづき、子どもが健やかに育つ環境づくりをめざし、妊産婦・乳幼児に関する切れ目のない保健施策の充実に取り組んでいく必要があります。

第 2 期特定健康診査実施計画に定められた目標値の達成に向けて、特定健康診査未受診者への継続した受診勧奨や、がん検診との同時受診など、さらなる受診環境の整備が必要です。

高齢期になっても自立した日常生活を営むことをめざし、心身の機能の維持・増進に若いうちから取り組めるように、生活習慣病やロコモティブシンドローム（運動器症候群）予防などについて啓発する事業を充実させていく必要があります。

安心して暮らせるために医療の充実がもとめられています。町内には一般診療所 7、病院 1、眼科 1、歯科診療所 12 の医療機関があり、地域医療の中核を担っています。公立福生病院については、救急医療など質の高い医療サービスを提供しています。福生市、羽村市とともに、各地区医師会の協力のもと、一次医療機関と公立福生病院を拠点とした二次医療機関との病診連携をさらに強化していくことが重要です。

【数値目標】

項目	現状値	平成 32 年度
予防接種率(麻しん・風しん 1 期)	97.5%	99.5%
予防接種率(麻しん・風しん 2 期)	89.7%	95.0%
乳幼児健康診査受診率	96.1%	96.7%
特定健康診査受診率	46.2%	60.0%
特定保健指導実施率	17.9%	60.0%
内臓脂肪症候群の該当者・予備群率	28.8%	20.5%
健康増進事業の実施回数	3 回	6 回
胃がん検診受診率	4.9%	7.0%
肺がん検診受診率	4.1%	7.0%
大腸がん検診受診率	32.2%	40.0%
乳がん検診受診率	13.8%	28.0%
子宮頸がん検診受診率	11.0%	18.0%

【施策】

(1) 地域保健福祉計画の推進

①第3次地域保健福祉計画の推進

これまでの2次にわたり推進してきた地域保健福祉計画の評価をふまえ、第3次地域保健福祉計画の健康づくり推進施策を着実に実施するとともに、その進ちょく状況の適切な管理と町民への周知および啓発をはかり、全ての町民の健康の増進と疾病の予防をはかります。

(2) 健康づくりの推進

①主体的な健康づくりへの支援

自立した日常生活を営むために、健康の維持・増進につながる生活習慣の改善を町民が主体的に実施できるように生活習慣病予防事業を推進していきます。また、健康づくり推進委員との連携により地域に密着した健康づくりを推進します。

②相談事業の充実

町民の心身の健康に関して相談事業を実施し、専門職が助言、指導を行うことで、健康への不安の軽減や疾病の予防をはかります。また、相談内容により福祉分野などの関係機関と連携して支援することで、町民の健康をささえ、増進をはかります。

③介護予防の推進

介護とならないよう介護予防の啓発と健康づくり事業を推進するとともに、地域でのサロン活動の活用などを通じ、地域との連携を推進します。また、今後は地域のリーダーを養成し介護予防の推進をはかります。

④スポーツ・レクリエーション事業との連携

スポーツ・レクリエーション事業と連携し、年齢、体力、目的にあっただれもが気軽に楽しめる運動メニューを提供し、健康の増進をはかります。

(3) 疾病の予防

①健康診査等の充実

乳幼児から成人まで、各年代の健康診査の受診機会を拡大するとともに、受診率の向上をはかり、疾病の予防および早期発見につとめます。また、健診後の保健事業への参加や精密検査の受診を促進し、フォローアップの充実につとめます。

②がん検診の充実

がんの早期発見の重要性から、国のがん検診の指針にもとづいた検診を実施するとともに、定期的な受診勧奨とほかの検診との同時実施など受診しやすい環境整備につとめ、受診率の向上をはかります。また、検査の精度を適切に管理するとともに、精密検査の受診勧奨につとめます。

③感染症予防の充実

新型インフルエンザ等対策行動計画にもとづき、感染症予防対策をすすめます。感染の発生段階に応じた対策を展開するとともに、国や東京都および地区医師会などと連携し、感染拡大を抑制します。

(4) 医療サービスの充実

①安心できる医療体制の整備

地区医師会などの協力を得て、かかりつけ医療機関の定着と、休日および休日準夜の医療体制の充実をはかります。また、小児救急医療体制や周産期医療体制の西多摩地域への整備を東京都に要請していきます。

地区医師会と協力した一次医療と公立福生病院を拠点とした二次医療との病診連携体制を強化します。

②医療施設の充実

公立福生病院における質の高い医療サービスの提供を維持するため、福生市、羽村市と連携および協力し、恒常的な安定運営につとめます。また、地区医師会との連携を保ちながら、医療施設の充実につとめます。

2 社会保険制度

【現況と課題】

国民皆保険制度の基盤として、国民健康保険制度が医療保険制度の中核を担い、町民の安全で安心な医療の確保と健康の保持、増進に大きな役割を果たしています。しかし、少子高齢化、景気低迷の影響、保険税納付困難者の加入の増加など、医療費の増加に相反し、保険税収入の伸びが期待できないという厳しい財政運営を余儀なくされています。医療費の抑制に向け、町民の健康増進と疾病予防が重要となります。また、平成30年度から都道府県が国民健康保険制度の運営主体となり、安定的な財政運営や効率的な事業の確保などを行い、制度の安定化をはかることになっています。市町村は、地域住民と身近な関係の中、被保険者の実態を把握した上で、地域におけるきめ細かい事業を行います。

高齢者の増加に伴い、脳血管疾患、骨・関節性疾患、認知症などによる要介護および要支援認定者が増えているとともに、家族など介護者の声として心身の負担が大きいことなどがあげられています。今後、高齢者のみの世帯などの割合が高くなり、家族による介護力が弱まっていくと推測されています。

高齢者が安心して在宅生活を送ることができるよう、利用したい介護サービスを住み慣れた地域で受けながら社会全体でささえる地域包括ケアシステムの構築が重要です。

また、介護保険制度および相談窓口の役割を十分に周知し、高齢者やその家族の悩みを解消し、介護疲れに伴う事故や虐待の未然防止をはかるとともに、介護認定にあたっての公平・公正かつ適切なサービス提供や介護給付費の適正化をはかる必要があります。

75歳以上の方と65歳から74歳までの一定の障がいのある人が加入する後期高齢者医療制度は、東京都後期高齢者医療広域連合と連携して安定した医療保険事業の運営につとめるとともに、町民にわかりやすい情報を提供していく必要があります。

国民年金は、老後を安心して暮らすための生活をささえる重要な制度ですが、社会経済と調和した持続可能な制度の構築と制度自体に対する信頼の確保に向けて順次改正されています。受給者の不安を解消するよう、年金制度改正に対応しながら、だれもがわかりやすい改正内容の周知や、さまざまな状況に適切に対応できる体制づくりが必要です。また、安定した給付財源の確保、年金給付額の改善、生活実態に応じた年金制度への改正を、国に対して働きかけていくことも重要です。

【施策】

(1) 国民健康保険

①保健事業の推進

保健事業と連携し、町民の健康に対する意識の啓発と健康づくり活動を推進することにより、健康増進と疾病予防をはかり、医療費の抑制につなげます。

②財政基盤の強化

特別会計の独立採算の原則にもとづき、国民健康保険税負担の適正化と滞納整理の強化をはかります。また、診療報酬明細書等（レセプト）の点検体制および柔道整復療養費点検の強化や資格審査の徹底により、医療費の適正化をはかります。

平成30年度から、都道府県が国民健康保険の財政運営の責任主体となることで、制度の安定化をはかります。なお、国の動向を注視し、情報の収集および提供につとめます。

③医療費軽減のための情報発信

ジェネリック医薬品の周知とともに、先発医薬品との差額を通知するなど、医療費を軽減するための情報を発信します。

(2) 介護保険

①介護保険事業計画の推進

介護保険事業計画の施策を着実に実施するとともに、介護保険制度改正にもとづき中長期的な視点を持ち、3年ごとに改訂を行います。また、介護保険事業計画にもとづき、高齢者のニーズにあった質の高いサービスが受けられる地域づくりをめざします。

②高齢者の生活支援

地域包括支援センターの増設など機能強化を行うことで、高齢者の総合相談など機能の充実をはかります。また、高齢者が困った時には最も身近な相談窓口となるよう周知徹底をはかります。今後、多くの高齢者が自立した生活を送ることができるよう、介護予防事業の推進や、新しい生活支援サービスの実施に向け、生活支援コーディネーターを中心に新しい総合事業を推進します。

③介護サービスの安定的な提供

高齢者とその家族の生活ニーズを把握しながら、介護サービスの安定的な提供につとめます。また、介護者同士がささえあうことのできる体制づくりなど、介護を要する人とその家族がやすらぎのある生活を送ることのできるよう、介護と医療の連携やサービス事業者等との連携につとめていきます。

④介護保険制度の適正な運営

介護保険制度を適正に運用し、介護認定審査会の公平かつ公正な介護認定や、介護給付費の適正化をはかります。また、自立支援に向けた必要なサービスを安定して提供できるよう、介護サービス事業者の適正な運営に向けて指導・監督につとめます。

(3) 高齢者医療保険

①安定した医療保険制度の運営

東京都後期高齢者医療広域連合と連携し、安定した医療保険制度の運営につとめます。また、平成29年度から保険料の軽減特例措置が原則廃止されます。このような医療保険制度の改正について、「広報みずほ」やホームページなどを通じて情報提供につとめます。

(4) 国民年金

①年金制度の充実

町民が安心して暮らし続けていけるよう、給付水準の維持および給付内容の充実など、国民年金制度の充実について、東京都国民年金協議会を通じて、国に要望していきます。

②年金制度の普及啓発

町民が無年金者とならないよう、「広報みずほ」やホームページなどを通じて国民年金制度の普及啓発を行い、国民年金への加入を勧奨します。

③年金制度改正への対応

国の動向を注視し、国民年金制度の改正に適切に対応するとともに、町民が混乱することのないよう、相談業務の充実をはかります。

第2節 生きがいとふれあいのあるまち

1 地域・生活福祉

【現況と課題】

地域福祉は児童福祉から高齢者福祉まで、すべての町民の福祉を包括するとともに、「保健・医療」と連携しながら、それぞれの福祉政策を調整する役割を担っています。瑞穂町に住み、働くすべての町民が自立した豊かな生活を送ることができる地域社会の実現をめざして、地域保健福祉計画に掲げた諸事業を推進していく必要があります。また、ふれあいセンターは、地域福祉活動やボランティアなど町民がふれあい、ささえあうための施設として機能させることが必要です。

瑞穂町の地域福祉は、行政施策だけではなく、社会福祉協議会を中心に、自助グループ活動、ボランティア活動、NPO活動など、多くの町民や団体の献身的な活動によってささえられています。福祉のまちづくりをこれまで以上に効率的かつ効果的にすすめるためには、さらなるボランティアなどの人材の育成、NPOなどの活動団体への支援を行うとともに、町民、事業者、NPOおよび町が連携して施策を展開することが必要となります。

高齢者や障がいのある人などの移動手段である福祉バスは、バスルートを変更、増便し町内を巡回しています。引き続き、利用者ニーズを把握し、停留所や運行情報などを周知していく必要があります。

国民生活基礎調査にもとづく推計では、生活保護の状況は厳しい雇用情勢により深刻化しているとされています。瑞穂町では生活保護に該当しない生活困窮者層に、各種福祉資金制度を周知するとともに、西多摩福祉事務所、民生委員・児童委員、社会福祉協議会などとの密接な連携によって相談業務の充実をはかり、必要な支援を行っています。就労に対する支援策と自立に向けた促進策を関係機関と連携しながら推進していく必要があります。

離婚や未婚などによるひとり親家庭が増えています。そして、その多くが母子家庭であり、母親が就労したくても働くことが難しく、経済的にも精神的にも生活が厳しいものとなっています。また、父子家庭も、父親が家事や育児に不慣れであることが多く、家事や育児に対する支援サービスを必要としています。このようなひとり親家庭がそれぞれに抱えている問題に対して、相談の受付からサービスの提供に至るまで、個々のニーズにきめ細かに応えられ、自立を促進することができるよう、関係機関と連携しながら、就労の支援、日常生活の援助、経済的な支援を行い、生活基盤の安定をはかる必要があります。

【数値目標】

項目	現状値	平成 32 年度
福祉バス利用登録者数	3,282 人	3,800 人
ふれあいセンター利用者数	31,654 人	36,000 人

【施策】

(1) 地域福祉の推進

① 第 3 次地域保健福祉計画の推進

第 3 次地域保健福祉計画は、第 2 次地域保健福祉計画の基本理念を原則として継承し、見直しを行いました。町民が自立した豊かな生活を送ることができる地域社会の形成をめざし、町民、事業者、町が連携して計画を推進します。

② 推進体制の強化

民生委員・児童委員、保護司、更生保護女性会、町内会・自治会、社会福祉協議会、ボランティア団体および N P O などとの連携を強化し、総合的な福祉活動を効果的に実践できるよう支援します。

また、地域福祉の担い手や福祉ボランティアなどの発掘と育成につとめ、地域における福祉活動に携わる多くの人材を確保します。

③ 活動への支援

地域福祉推進の中心的役割を担う社会福祉協議会と連携し、保健・福祉関連の N P O やボランティア団体が、その組織力と知識、経験を、福祉のまちづくりに活かすことができるよう、活動や事業への支援を行います。

④ 権利擁護の推進

認知症や障がいにより、意思能力が低下した高齢者や障がいのある人などが、地域で自立した生活を送ることができるよう、社会福祉協議会と連携し、権利擁護事業を推進します。また、高齢者においては、地域包括支援センターを中心に、相談業務の充実をはかります。

⑤福祉のまちづくりの推進

「東京都福祉のまちづくり条例」にもとづき、だれもが利用しやすい施設の整備につとめるとともに、町民や事業者の理解をもとめながら、安全で快適なユニバーサルデザイン化を推進します。

⑥福祉バスの充実

福祉バスのPRやバスの運行ルートの周知方法などを検証し、利用促進につとめます。

(2) 低所得者福祉の充実

①自立に向けた援助

西多摩福祉事務所、民生委員・児童委員、社会福祉協議会などの関係機関との連携を強化し、相談体制の充実をはかるとともに、各種制度の周知を徹底します。また、ハローワークとの連携により、就労情報の提供、職業訓練の促進など、自立に向けた援助を推進します。

②生活安定に向けた支援

各種福祉資金制度に関する情報提供をすすめ、制度利用の促進をはかります。また、生活保護に該当しない場合は、「生活困窮者自立支援法」にもとづき東京都と連携して、支援していきます。

(3) ひとり親福祉の充実

①就労支援の充実

無理なく就労でき、働き方の選択肢が広がるよう、就労相談体制の強化、技能や資格取得に関する情報提供など、ひとり親の就業に向けた支援の充実をはかります。

②自立に向けた支援

育児や家事を無理なく行い、安心した生活を送ることができるよう、子育てや日常生活を支援するサービスの周知をはかります。また、児童の養育にあたって、医療費の助成や技能取得に必要な費用の貸付制度の周知など、ひとり親家庭の自立に向けた経済的負担の軽減をはかります。

2 児童福祉

【現況と課題】

家庭や地域社会の環境変化により、子どもたちを取り巻く環境も変化しています。子育ての主体は保護者であり、すべての家庭が安心して子育てできるように、子どもの成長と子育て家庭を地域社会全体でささえるという意識の醸成をはかりながら、多様化する育児ニーズに対応した子育て支援事業をすすめていく必要があります。

平成24年4月1日時点で、瑞穂町の保育園待機児童数は0人となりましたが、平成27年4月1日現在、待機児童数は20人となっています。特に、低年齢クラスの入所が厳しい状況です。幼稚園や認証保育所から認定こども園および小規模保育所への移行などにより、定員の拡大をはかる必要があります。また、学童保育クラブについては、これまでの弾力的な運用に加え、公共施設の有効活用など、子ども・子育て支援新制度にもとづいた運用が必要となります。

子ども家庭支援センター「ひばり」は、18歳未満の子どもと家庭に関するあらゆる相談や妊婦からの相談を受け、児童虐待の防止や保護者の育児負担の軽減、良好な家庭環境への改善に向けた支援などを行っています。また、保護者同士の交流の場や子育て支援サービスを提供するなど、子育て家庭の総合拠点としての役割を果たしているほか、関係機関内で支援が必要な児童の情報共有や支援内容の協議、連携による支援を行っています。さらに、虐待による重篤な事件を発生させないためには、各分野の職員の虐待に対する意識や専門性の向上、関係機関とのネットワークの連携強化をはかり児童虐待の防止に取り組んでいく必要があります。

さらに、あすなろ児童館で実施している親子がともに楽しめる事業を充実させることや、子育て中の仲間づくり、子育てに関する情報交換の場として機能させることも重要です。また、児童館から遠い地域の子どもたちのため、移動児童館をさらに充実させる必要があります。

【数値目標】

項目	現状値	平成32年度
保育園待機児童数	20人	0人
子ども家庭支援センター利用者数	3,280人	5,000人

【施策】

(1) 子ども・子育て支援事業計画の推進

①子ども・子育て支援事業計画の推進

次世代育成支援行動計画をふまえて策定された子ども・子育て支援事業計画にもとづき、未来の担い手である子どもたちが健やかに成長できるように、計画の基本理念「子どもの健やかな成長を地域でささえあうまちみずほ」の実現をめざします。家庭、学校、地域、職域、行政、その他の社会のあらゆる分野におけるすべての人がそれぞれの役割を果たすとともに連携を強化し、計画を推進します。

(2) すべての子育て家庭への支援

①子ども家庭支援センター「ひばり」の充実

関係機関同士の連携強化や相談員の専門性向上により適切な相談対応を行います。また、保護者の育児負担の軽減をはかるため、子育て講座や保護者交流事業を実施するとともに、子育て支援サービスやファミリー・サポート・センター事業の提供、子育て情報の発信など、子育て支援の拠点としての機能充実をはかります。

②多様化する保育ニーズに対応したサービスの提供

認定こども園や小規模保育所への移行などによる定員枠の拡大を推進し、待機児童の解消につとめるとともに、多様化する保育ニーズに対応したサービスの提供につとめます。また、保育士および調理員の研修を充実させ、保育サービスの質の向上をめざします。

③ワーク・ライフ・バランスの推進

一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たす一方で、子育て・介護の時間や、家庭、地域、自己啓発などにかかる時間を選択できるよう、両立しやすい環境づくりを支援します。

④支援が必要な子どもと家庭への取組

児童虐待を防止するため、要保護児童対策地域協議会などとの連携強化や、関係機関職員の児童虐待に対する意識や専門性の向上をはかります。

乳幼児から中学生まで、およびひとり親家庭に対する医療費助成などにより、家庭への経済的負担の軽減につとめていきます。

(3) 子育て環境の充実

①学童保育クラブ運営事業

これまで瑞穂町が管理・運営を行ってきた学童保育クラブ事業のうち、運営に係る部分を引き続き業務委託とし、保育時間の延長など、より柔軟で充実した学童保育クラブの運営をはかります。

また、国がすすめる「放課後子ども総合プラン」の動向を注視し、公共施設の活用を含め施設機能強化を検討します。

②児童館事業の充実

あすなろ児童館から遠い地域の子どもたちのため、コミュニティセンターなどを活用し、移動児童館をさらに充実させます。

③施策の一元化の検討

国は子育て支援策推進のために内閣府による一元化をはかりました。今後も、国の動向をふまえ、組織を含めた子育てに関する施策の一元化を引き続き検討します。

3 障がい者福祉

【現況と課題】

障がいのある人が、住み慣れた地域で暮らし続けることは、多くの人々の願いです。しかし、地域や家庭で安心して生活していくためには、地域の理解や支援が重要となります。

「障害者総合支援法」により、身体・知的・精神（発達）障がい者および難病認定された方も障害福祉サービスの支援対象となったほか、新たな難病疾病も追加されました。障害福祉サービスを利用するにはサービス等利用計画にもとづき、個人に合った適正な支援を行うことが重要です。障がいのある人の就労については、障害者就労支援センターとハローワークとの連携により、就労の意欲向上および一般就労の促進をはかる必要があります。

心身障害者（児）福祉センター「あゆみ」では、地域活動支援センター事業と障害児等タイムケア事業を実施し、また、福祉作業所「さくら」では法内事業の就労継続支援B型事業を実施しています。

また、障がいのある人の自立支援の観点から、「自立訓練」、「地域移行支援」などのサービス推進により、施設入所・入院などからの地域生活への移行を円滑に行うことが重要です。また、こうした地域生活支援機能を集約するものとして、地域生活支援拠点などの整備が必要とされています。

第4期障害福祉計画の事業目標値を達成し、障がいのある人だれもが自立して、相互に人格と個性を尊重し、安心して就労できる環境を整備していく必要があります。

【数値目標】

項目	現状値	平成 32 年度
就労支援センター登録者数	89 人	100 人
一般相談支援事業所利用件数	1,087 件	1,100 件

【施策】

(1) 障害福祉計画の推進

①障害福祉計画の推進

第4期障害福祉計画の目標値が達成されるよう、支援サービス事業の実績評価と国の制度改正をふまえ、計画を推進します。

(2) 生活の安定

①障がい福祉サービスの充実

「障害者総合支援法」にもとづく各種サービスを充実させるとともに、制度改正があった場合は迅速に対応し、障がいのある人やその家族に対して、適切な情報提供と支援を行います。

②相談・ケアマネジメントの充実

自立支援協議会の効果的な運営につとめるとともに、一般相談支援事業所の機能を強化させ、相談体制の充実をはかります。また、相談支援専門員の育成と適正配置につとめます。

(3) 就労支援と社会参加の促進

①就労に対する支援

障害者就労支援センターの活用とあわせ、ハローワーク・民間企業および関係機関との連携強化により、障がいのある人の就労意欲の向上および一般就労の促進をはかります。

②社会参加の促進

ノーマライゼーションを実現するため、社会福祉協議会や障がいのある人の当事者団体、家族会などと連携し、障がいのある人の日中活動の場の確保や地域生活支援事業の充実をはかります。

③心身障害者（児）福祉センター「あゆみ」の円滑な運営

地域活動支援センター事業と障害児等タイムケア事業の円滑な運営につとめ、障がいのある人の地域参加、保護者の就労、介護休息の確保につなげます。

④福祉作業所「さくら」の円滑な運営

指定管理者との連携を強化し「障害者総合支援法」にもとづく諸事業が円滑に実施されるようにつとめ、通所者の就労能力の向上と就労支援を推進します。

⑤精神障害者地域活動支援センターおよび精神障害者共同作業所の円滑な運営

通所者の日中活動および就労の場として、各種事業の円滑な実施につとめ、自立への支援をすすめます。

4 高齢者福祉

【現況と課題】

瑞穂町の高齢化率は多摩地域の中では現時点で中間に位置しています。65歳以上の人口は毎年5%前後の伸び率で増加してきましたが、今後は75歳以上の高齢者の比率が高まることが推測されています。また、高齢者の一人暮らし、高齢者のみ世帯が増えるとともに、認知症高齢者や認知症の疑いのある高齢者もますます増加することが予想されます。今後も、家族だけでなく地域社会全体として高齢者の生活の支援や介護者への支援を行う体制づくりをすすめていかなければなりません。地域における在宅生活への支援や生活空間のバリアフリー化、住み慣れた地域で生活できる仕組みづくりなど、介護と医療の連携や介護サービスを補完するさまざまな生活支援サービスが、日常生活の場で適切に提供できるような地域ネットワークを構築する必要があります。

健康に不安を抱えている高齢者も多いことから、介護を必要としない元気な高齢者を増やし、高齢者が住み慣れた地域で生きがいをもって生活できることが重要で、多世代交流の促進や就労の場などが重要となります。また、高齢者が地域に見守られ、安全で安心して暮らし続けることができるよう、地域包括ケアシステムの構築をめざし、地域社会全体で高齢者をささえる環境づくりが重要です。

瑞穂町では地域包括支援センターを設置し、高齢者の暮らしに関する総合的な事業展開をすすめてきました。また、「寄り合いハウスいこい」や社会福祉協議会が主体となったボランティアによる地区ごとのサロンや高齢者福祉センター「寿楽」での各種教室、高齢者の自主活動などが行われています。地域にある老人クラブでは、地域との連携事業や見守り活動なども実施しています。

今後は、「高齢者が豊かな知識と経験を活かすサービスの提供者であり地域社会で活躍するリーダーである」ということを念頭に、介護予防や生活支援サービスなどの一端を担う人材の養成を行うなど、現代の高齢者像を創造する視点が重要となります。

【数値目標】

項目	現状値	平成 32 年度
高齢者福祉センター利用者数	31,351 人	42,000 人
シルバー人材センター登録者数	514 人	640 人

【施策】

(1) 高齢者保健福祉計画の推進

① 高齢者保健福祉計画の推進

高齢者保健福祉計画にもとづき、高齢者の暮らしに関する総合的な環境向上につとめます。

(2) 高齢者の生きがいづくり

① 社会活動への参加促進

高齢者が生きがいをもって楽しく暮らし、いつでも社会参加できるよう、多世代交流の場や機会を提供します。今後、地域のリーダーとして活躍できる人材を養成するとともに、シルバー人材センターの機能強化を支援し、働くことの喜びを感じ取れる社会形成につとめます。

② 組織づくりと活動への支援

シルバーボランティアの組織づくりをすすめるとともに、老人クラブへの加入促進と活動支援、介護予防事業の推進に向け、高齢者自身が自主的に生きがい活動を行うことができる体制の充実につとめます。

③ 介護予防の推進（再掲：保健・医療）

介護とならないよう介護予防の啓発と健康づくり事業を推進するとともに、地域でのサロン活動の活用などを通じ、地域との連携を推進します。また、今後は地域のリーダーを養成し介護予防の推進をはかります。

④ 高齢者福祉センター「寿楽」の円滑な運営

高齢者の健康の増進、教養の向上をはかるとともに、レクリエーションの機会を適切に提供できるよう、指定管理者との連携を強化し、円滑な運営につとめます。

⑤ 「寄り合いハウスいこい」の運営支援

高齢者などの居場所としての事業を推進するとともに、ボランティアが企画・運営する子どもを含めた多世代交流を支援します。

(3) 安心して生活できる高齢社会

① 地域包括ケアシステムの構築

高齢者が可能な限り住み慣れた地域で自分らしい生活をいつまでも続けることができるように「医療」「介護」「介護予防」のサービスの提供、その前提となる「住まい」と「生活支援」を相互に関係することで、地域の自主性や主体性にもとづき、地域の特性に応じた包括的な支援・サービス提供体制の構築をめざします。

② 地域でささえる高齢社会の構築

地域包括支援センターは、高齢者が地域で安心して生活できるよう、困った時などの総合相談窓口となっています。

今後も地域包括支援センターを中心に、地域の課題や解決に向けた「地域ケア会議」の開催や、介護と医療の連携につとめます。また、認知症サポーター養成講座の実施など、認知症に対する町民の理解を促進し、認知症になっても地域で生活できる体制づくりにつとめ、地域でささえる高齢社会をめざします。

第2章

一人ひとりが輝くみずほ

■ 第1節 ■

豊かなところを育むまち

■ 第2節 ■

一人ひとりが生涯輝けるまち

第2章 一人ひとりが輝くみずほ

第1節 豊かなこころを育むまち

1 学校教育

【現況と課題】

平成28年に学習指導要領の改訂が予定されています。新学習指導要領への対応が今後の課題となります。

新学習指導要領移行に伴う教育改革と今日的な教育課題に対応するために、瑞穂町では教育基本計画でめざすべき学校教育の方向性と内容を明確に示すとともに、町民の理解と協力により町全体で小・中学校の教育活動に取り組んでいます。

児童・生徒の学力の定着に向け、学力調査の分析結果をふまえた授業改善をはかっていますが、教員の指導力の向上とともに豊かな人間性を育むことも重要であり、多くの世代の人とふれあう機会を提供し、道徳心や感性を高めていく必要があります。

保護者や地域に信頼される学校づくりのためには、いじめを許さない学校、開かれた学校教育の推進、学校組織の活性化、生活指導の強化が不可欠であり、教員研修の充実をはかるとともに、学校評価を適正に実施し、改善・充実することが重要です。

特別支援学級については、通学、通級する児童・生徒の安全性の確保や通学のための利便性の向上が必要です。特別支援教室の推進をはかるため、各校の状況をふまえて教室などを整備していきます。また、不登校児童・生徒の解消をはかるため、基本的な生活習慣の確立、規範意識の醸成、家庭との連携などが重要であり、側面からの支援として教育相談や臨床心理士による相談活動、学校復帰に向けた適応指導教室の充実がもとめられています。

I C Tを活用した学習活動の推進や、校舎の適切な維持管理に加え、体力向上、環境学習、ヒートアイランド対策などの観点から校庭の芝生化をすすめます。また、地域との協働による校庭芝生管理手法をさらに研究し、各校の管理情報の共有化と最適な管理手法を構築することが必要です。

学校給食については、食生活をめぐる環境の変化に対し食育の推進が重要です。また、食品に対する安全・安心志向や地産地消への期待に応える必要があります。

今日的な課題のひとつに、小学校の入学時に、良好な人間関係を築くことができないことや、学習についていけないなどのさまざまな理由から、学校不適応を起こすことがあります。幼稚園や保育園などと連携をはかり、円滑に就学することができるよう支援することが必要です。

【数値目標】

項目	現状値	平成 32 年度
長期欠席児童出現率	1.9% (平成 27 年 5 月)	0.37%
長期欠席生徒出現率	4.9% (平成 27 年 5 月)	3.60%
校庭芝生化学校数	4 校	7 校

【施策】

(1) 教育基本計画の推進

① 教育基本計画の推進

第 1 次教育基本計画後期計画（学校教育）にもとづき、その基本理念である「人と人がかかわり合って文化・教養をはぐくむまち みずほ」の実現につとめます。

(2) 人間力の向上

① 国際社会でたくましく生きるための資質・能力の育成

子どもたちが国際社会で生きていくための人間性や知識、技能などのいわゆる「人間力」を育成するために、人権に対する正しい理解を育むとともに、道徳性を養い、豊かな感性を伸ばします。

② 社会で活用できる確かな学力の向上

子どもたちが自己の能力や特性についての理解を深め、社会の一員としての役割を果たし、問題解決ができるよう、確かな学力の定着をはかります。また、全国学力・学習状況調査等の結果を公表し、学力向上に向けた取組を推進します。

③ 生涯にわたる健康な心と体の育成

子どもたちが生涯にわたって心身ともに豊かに生きていくために、事故や災害から身を守ることができるよう、安全教育や道徳教育などのさまざまな教育活動を通して、心と体の健康の保持、増進を推進します。

④ 特別支援教育の充実

子どもたち一人ひとりの個性や可能性を伸ばせるよう、指導方法の工夫や個別指導計画書の作成など、校内委員会を中心に特別支援教育の充実をはかります。

⑤ 人間関係能力の育成

子どもたちが豊かな人間関係を築きながら社会で生きていくことができるよう、さまざまな人々とのかかわりを通じたコミュニケーション能力の育成をはかります。さらに、言語や文化の異なる国の人々にも、自分の考えや思いを適切に伝えることができるよう、国際理解教育と外国語教育の推進をはかります。

(3) 自然や文化を大切にし郷土を誇れる子どもの育成

① 郷土を愛する心の育成

子どもたちが瑞穂町の伝統文化や歴史を理解するとともに、自然環境への知識を深めるため、郷土資料館「けやき館」などを活用し、郷土を愛する心を育みます。

② 異文化理解を通じた日本のよさの発見

子どもたちが、自分の住む地域や日本の伝統文化に対する学習や他国との文化交流などを通じて、地域や日本のよさを知るとともに他国のよさに気づき、そのすばらしさを実感するための教育活動を推進します。

(4) 地域社会の一員としての役割を担う子どもの育成

① 社会の一員としての役割や自覚の育成

日々の学習活動や学級活動、児童会や生徒会活動などの自治活動を通して、社会の一員としての自覚や意識を高めます。

② いじめ撲滅への取組強化

いじめは、子どもたちの健全な成長および人格の形成に重大な影響を与えることから、瑞穂町いじめ防止基本方針にもとづき、いじめを許さない学校づくり、道徳や人権教育等の充実につとめます。

③ 望ましい勤労観・職業観の育成

発達段階に応じたキャリア教育を通して、「生き方」や「自己の在り方」についての理解を深めるとともに、職場訪問や職場体験を通して、勤労の意義や目的についての理解を深めます。職場訪問や職場体験を通して、一人一人の社会的・職業的自立に向けて、必要な基盤となる能力や態度を育成します。

④ 公共心を育成するための体験活動の充実

社会教育と連携し、奉仕・体験活動などを積極的に教育活動に取り入れ、相手を思いやる心や公共心の育成をはかります。

⑤ 幼児教育から学校教育への円滑な移行

小学校への円滑な就学ができるよう、幼稚園や保育園などと小学校の連携を通じ、相談事業の充実、家庭支援への取組につとめます。

⑥ 学校教育への保護者・地域住民の参画

学校に地域の教育力を取り入れるために保護者や地域住民が学校教育活動に積極的に参画できる仕組みを構築し、子どもたちの健全な育成につとめます。

(5) 信頼される学校教育の推進

① 地域に開かれた学校教育の推進

家庭や地域に対して学校公開や学校行事への参加を促進するとともに、各種教育活動の成果と課題を学校だよりやホームページ、「みずほの教育」などを通してわかりやすく伝えます。また、さらに周知方法を随時、研究していきます。

② 学校の教育力の向上

子どもたちの人格の形成をはかるとともに、豊かな心を育み、確かな学力を身につけ、主体的に学ぶ姿勢を育成するため、校内研究や各種研修会への積極的な参加を奨励し、教員の資質・能力の向上をはかります。さらに、教育活動の成果の点検、改善に向けた学校評価の実施を通して、学校経営や授業の改善をはかり、保護者や地域の信頼に応える学校教育を実施します。

③ 家庭の教育力の向上

子どもたちが基本的な生活習慣を身につけ、豊かな人間性や学力を習得するために、学校と関係機関やPTA連絡協議会との連携や協力を通して、子どもたちの生活の基盤である家庭教育の充実に向けた支援や啓発活動を推進します。

(6) 快適かつ安全な教育環境の整備

① 学校施設の整備

計画的かつ適正な学校施設の維持管理につとめ、快適で安全な教育環境の整備を行います。また、安全でより冷たくおいしい水道水を提供するために、水飲栓の直結給水化をすすめていきます。

② 環境に配慮した学校づくり

校庭の芝生化をすすめるため、学校と地域との協働による管理手法をさらに研究しながら、地域コミュニティの活性化にもつなげます。また、高効率の空調システムへの切り替えや太陽光発電システム導入の検討など、環境に配慮した学校づくりを推進します。

③ 通学の安全性の確保

子どもたちが安全に通学できるよう、通学路のカラー舗装や防犯カメラを設置しました。引き続き、学校、家庭、地域が一体となって、登下校時の安全性の向上をはかります。また、セーフティ教室や安全指導などの充実をはかり、危険を予測し回避する能力の向上につとめます。

④ ICTを活用した教育の推進

ICT機器を活用し、児童・生徒の学習活動の充実をはかります。

⑤ 特別支援学級・通級指導学級の充実と特別支援教室の推進

特別支援学級・通級指導学級の指導内容の改善・充実や一人ひとりのニーズに応じた指導・支援を推進します。また、特別支援教室については、東京都の施策にもとづき検討していきます。

⑥ 学校保健の充実

各小・中学校の学校保健委員会の充実をはかるとともに、関係機関と連携をはかります。

(7) 就学機会の確保

① 義務教育への就学援助

国の教育援助制度の動向を見すえながら、義務教育期間中の就学が経済的に困難な家庭に対する就学援助の充実をはかります。

② 奨学金の支給

高等学校などへの就学が経済的に困難な生徒に対して、入学に必要な費用の一部を高等学校などの入学時奨学金として支給します。

(8) 羽村・瑞穂地区学校給食組合との連携

① 食育の推進

児童・生徒の心身の健全な発達と食に関する正しい理解を育むため、学校給食を通じた食育の推進をはかります。また、子どもたちが地元の農業や農産物に関心をもつことができるよう、学校給食における地産地消を推進します。

② 学校給食の健全な運営

学校給食申込制度の推進と給食費徴収率の向上をはかり、学校給食の健全な運営を支援します。

(9) 幼児教育の推進

① 保護者負担軽減と就園奨励

私立幼稚園児保護者負担軽減補助事業と幼稚園就園奨励費補助事業を継続実施し、園児の就園促進と保護者の負担軽減をはかります。

② 幼稚園への支援

幼稚園の教育環境の充実をはかるため、町内の私立幼稚園に対する支援につとめます。

2 青少年健全育成

【現況と課題】

青少年を取り巻く環境は、近年めまぐるしく変化し、多様な生活習慣による親子のふれあう時間の減少などにより、青少年一人ひとりの社会とのかかわりや世代間のふれあいが希薄になっています。インターネットやスマートフォンの普及により、コミュニケーション手段が多様化し、便利になった反面、その不適切な利用からいじめや不登校につながる事例も見られます。瑞穂町では、青少年を狙った不審者による犯罪が発生しています。次代を担う青少年が心身ともに、人間性豊かに成長するためには、学校、家庭、地域が一体となって青少年健全育成活動に取り組むことがもとめられています。

このような中、瑞穂町では青少年の健全育成に向け、リーダー宿泊研修会などを実施し、知性や感性、道徳性や体力を育み、自然体験や野外活動体験などを通じて、チャレンジする精神を学ぶことができるよう社会教育の推進をはかっています。今後も青少年の思いやりの心や豊かな人間性、社会性を育むとともに、自ら考え、行動できる力を培っていくことが重要となります。学校、家庭、地域と連携し、青少年の社会参画をより一層促進する必要があります。

青少年を家庭や地域全体で育む体制として、青少年問題協議会、地区青少年協議会、青少年委員会、子ども会連合会などを中心として、非行防止パトロールや子ども会合同交流会など、各地域で青少年の健全育成活動が展開されています。その一方で、青少年健全育成活動の趣旨が地域全体に周知されにくいという課題もあります。活動の意義と重要性を広くPRしながら、より多くの町民や関係機関の理解と協力により、地域内のつながりを強めていく必要があります。

また、こどもフェスティバルなどを通じて、地域や異世代との交流、スポーツや伝統文化などさまざまなテーマの体験の場を提供しています。世代間のふれあい事業を青少年自らが企画および運営し、仲間とともに考え、実施し、達成感を喜びとして感じられるよう、社会活動の中心として活躍することが、青少年の健全育成に有効な方法として重要となってきます。あわせて、リーダーとして育つ芽や自覚をもち始めている青少年を発掘するとともに、リーダー的な人材を育成し、その活躍の場や機会を提供していくことも必要です。

【数値目標】

項目	現状値	平成 32 年度
青少年委員会主催事業への参加者数	534 人	840 人
放課後子ども教室開催数、参加者数	299 回 5,118 人	300 回 5,200 人

【施策】

(1) 青少年健全育成活動の充実

① 青少年の社会参加の促進

こどもフェスティバル実行委員会をはじめ、青少年が活躍できる多くの機会を提供するため、青少年問題協議会、地区青少年協議会、青少年委員会などの関係機関と連携し、参加しやすく、参加したくなる、参加すべき社会活動プログラムづくりにつとめます。

② 地域活動への支援と連携の強化

地域に根ざした青少年の健全育成活動の展開をめざし、青少年問題協議会、学校、家庭、地域および関係機関との連携を強化するとともに、各地域における活動への支援の充実をはかり、効果的な事業展開を促進します。

③ 自主性と協調性のある若きリーダーの養成

地域社会に対する自主性と協調性をもち、自ら考え、仲間や異世代とともに行動することができるリーダー的な人材を、世代や地域ごとに発掘、育成していきます。また、自然体験事業やスポーツ事業などを通じて、自ら学び考え行動することを促し、チャレンジ精神の心を育みます。

④ 青少年関係団体活動への支援

子ども会連合会をはじめとする青少年活動団体が自主的に企画および運営する社会的活動や、他団体と連携した交流事業など、主体的な公益的活動に対し、積極的に支援していきます。

(2) 学校や家庭、地域と連携した青少年の育成

① 子どもの居場所づくり

子どもたちが安全で安心できる居場所として、また、異年齢交流と地域住民との交流の場として機能するよう、放課後子ども教室や生涯学習センターの充実をはかります。また、児童館事業や学童保育クラブ事業と連携した子どもの居場所づくりと次世代育成支援につとめます。

② 犯罪からの保護

青少年に有害な環境の排除につとめ、安全な地域社会の形成をめざします。また、青少年問題協議会の調整機能を活かして、青少年を見守る地域住民と青少年活動団体との連携を強化し、問題行動の未然防止をはかるとともに、青少年を犯罪から守るさまざまな取り組みを実施します。

③ 家庭の教育力の向上（再掲：学校教育）

子どもたちが基本的な生活習慣を身につけ、豊かな人間性や学力を習得するために、学校と関係機関やPTA連絡協議会との連携や協力を通して、子どもたちの生活の基盤である家庭教育の充実に向けた支援や啓発活動を推進します。

第 2 節 一人ひとりが生涯輝けるまち

1 生涯学習

【現況と課題】

男女年齢を問わず、生涯学習に取り組むさまざまなグループ、団体が形成され、生涯学習推進団体の登録も増加し、主体的かつ継続的な学習活動を展開しています。教育委員会では、生涯学習に関する各種講座の実施、生涯学習まちづくり出前講座の開設など、町民の学習活動をさらに支援する必要があります。また、生涯学習推進団体の自立に向けた支援や、総合人材リストの整備をするとともに、より多くの町民が多様な知識と情報を把握しながら、生涯学習推進団体や文化連盟など各種団体との共催で、住民提案型協働事業を実施しています。町民同士の情報の交換や、ともに学ぶ機会を引き続き提供し、世代間や地域間の交流も促進する必要があります。

「教育基本法」では、生涯学習の基本理念が「国民一人一人が、自己の人格を磨き、豊かな人生を送ることができるよう、その生涯にわたって、あらゆる機会に、あらゆる場所において学習することができ、その成果を適切に生かすことのできる社会の実現がはからなければならない」と規定されています。このような中、生涯学習社会形成の必要性や重要性がますます高くなり、ほかの分野とのネットワーク形成を積極的にすすめ、あわせて地域社会の活性化をはかることがもとめられます。子どもから高齢者まで、だれもが、いつでも、どこでも気軽に学習できる環境の整備とその成果を活かすことのできる仕組みづくりが必要です。

学習環境のひとつに図書館があります。祝日開館、木曜日の夜間開館、西多摩地域の図書館広域利用、武蔵村山市との相互利用などの利用者の利便性の向上をはかるとともに、地域ボランティアなどによる読み聞かせや、職員による乳幼児への読み聞かせを行い、子どもたちが本に親しむきっかけづくりをすすめることが重要です。また、限られたスペースの有効活用をはかるため、さらなる施設改修の検討をする必要があります。

平成26年11月に郷土資料館「けやき館」が開館しました。新たな生涯学習の場として、地域の歴史や自然、文化などをテーマとした企画展や事業を実施し、学習機会を提供していくことで、ふるさとの良さを多くの人に伝え、町民が郷土を愛する心を育むように啓発していくことが重要です。

【数値目標】

項目	現状値	平成 32 年度
出前講座事業開催数、参加者数	0 回 0 人	5 回 125 人
図書館（図書室）利用者数	32,000 人	40,000 人

【施策】

（１）生涯学習の推進

①生涯学習推進計画の推進

生涯学習推進計画に示した個別施策の推進をはかります。

②生涯学習の新たな推進体制づくり

まちづくりにおいて、生涯学習は不可欠であり、各団体の自主性および発意を尊重し、協働型事業の推進をはかります。また、生涯学習推進団体の自立を促します。

③多様な生涯学習活動への支援

幅広い年齢層の多くの町民や団体が生涯にわたって学習できるよう、多様化する町民ニーズに対応した各種講座や教室を、町民との協働によって実施していきます。また、わかりやすい生涯学習情報を提供するため、情報の一元化をはかるとともに、出前講座制度の活用を促進します。

④だれもが学びやすい生涯学習環境の整備

だれもが、いつでも、どこでも学習できることを基本に、活動の場および設備の充実をはかります。また、総合人材リスト登録者の活用および拡充につとめます。

（２）図書館活動の充実

①第二次子ども読書活動推進計画の推進

これまでに推進してきた子ども読書活動推進計画の評価をふまえ策定された「第二次子ども読書活動推進計画」を着実に実施するために、町民への周知・啓発をはかり、その進ちよく状況を的確にとらえ、読書活動を推進します。

② 図書館資料の充実

図書館利用者のニーズを把握し、必要とされる図書を選択します。また、多様な資料要求に応えるため、地域資料をデジタル化するなど、各年齢層の図書館資料の充実をはかります。

③ 貸し出し体制の充実

都立図書館との協力体制と西多摩地域広域連携体制を強化するとともに、インターネットによる貸し出し予約システムの充実をはかり、図書館の祝日開館や木曜日の夜間開館を広くPRし、利用者がより利用しやすい貸し出し体制の構築につとめます。

④ 図書館施設の充実

限られたスペースを最大限に活用し、資料配置の工夫をはかるとともに、既存施設の改修を検討します。

図書館協議会と連携し、より効率的、効果的な施設運営に向けた開館時間の検討や指定管理者制度の導入の検討などを行います。また、箱根ヶ崎駅西地区へ図書館機能を備えた施設整備を検討します。

⑤ 読書活動の推進

ボランティアによる「おはなしの会」や読書講演会など、読書活動の機会の拡充と楽しさを伝えるきっかけづくりを行うとともに、町内各小中学校とも連携しながら、読書環境などに関する内容の充実につとめます。また、読書活動の推進として読書手帳の活用など新たな施策を展開していきます。

2 スポーツ・レクリエーション

【現況と課題】

スポーツやレクリエーション活動は、体力の増強、健康の保持、増進に加え、精神的ストレスの発散、生活習慣病の予防など、心身の両面にわたり、よい効果を与えてくれるものです。また、人と人との交流および地域と地域との交流を促進し、地域の一体感や活力を醸成するものであり、人間関係の希薄化などの問題を抱える地域社会の再生に役立つものです。

平成25年度に開催した東京国体、平成32年度に開催される東京オリンピック・パラリンピック競技大会など、スポーツに対して関心が高まっています。

既存施設である、中央体育館と武道館については、耐震改修促進計画にもとづき耐震診断を行いました。安全で快適に利用できるよう改修するとともに、適切な維持管理をしていく必要があります。

瑞穂町では、スポーツ推進委員と協力しながらスポーツ・レクリエーション事業をすすめるとともに、町民体育祭、総合体育大会、駅伝競走大会などのスポーツ事業を、瑞穂町体育協会との協働によって展開しています。また、総合型地域スポーツクラブの運営を支援する必要があります。

町民が、自らスポーツ・レクリエーションに関心をもち、町民ニーズに応じた安全かつ公正な環境の下で、日常的にスポーツに親しみ、スポーツを楽しみまたはスポーツをささえる活動に参画することのできる機会が確保されることが必要です。

【数値目標】

項目	現状値	平成32年度
成人の週1回以上のスポーツ実施率	21% (平成20年調査)	50%

【施策】

(1) スポーツ・レクリエーション振興計画の推進

① スポーツ・レクリエーション振興計画の推進

スポーツ・レクリエーション振興計画にもとづき、その基本理念である「町民だれもが生涯を通じて身近な地域で、いつでも、どこでも、いつまでも、それぞれの年齢や身体条件、興味、目的に応じたスポーツやレクリエーションを楽しむことができる健康スポーツ社会」の実現につとめます。

(2) スポーツ活動の振興

① スポーツ・レクリエーション事業の充実

だれもが参加できるスポーツ・レクリエーション事業を展開するとともに、その実施に必要な地域のスポーツ指導者の育成と支援を行います。

② 健康づくりの促進

健康事業と連携し、多くの町民の健康づくりを促進し、事業の展開をはかります。

③ 総合型地域スポーツクラブへの支援

日常的なスポーツやレクリエーション活動の場として、すべての町民が参加できる「総合型地域スポーツクラブ」の運営に必要な活動拠点の提供のほか、自立に向けた支援を行います。

(3) スポーツ施設の充実

① 既存施設の適切な維持管理

町民が安全で快適に利用するため、中央体育館や武道館など、既存の各体育施設について適切な運営、維持管理につとめ、各体育施設の更新、長寿命化などをふまえ、計画的な改修につとめます。

② スポーツ施設の管理運営

使用料の適正化をはかるとともに、民間活力および指定管理者制度の導入について研究し、より効率的かつ効果的な施設運営につとめます。

3 文化・芸術

【現況と課題】

文化は、人々のライフスタイルや考え方に深いかかわりを持ち、歴史や伝統行事から、音楽や絵画などの芸術活動まで広範囲にわたります。地域に根ざす文化の継承や個人の文化活動の発展は、町民の生活にやすらぎとゆとりをもたらす重要なものです。

文化活動の拠点として整備されたスカイホールは、町民の文化活動や学習成果の発表の場として、総合文化祭をはじめ多くの文化事業に活用されています。また、文化・芸術に身近にふれることのできる空間を提供している耕心館は、開館時間を延長し、芸術活動の発表、展示やコンサートなど多くの事業を展開するなど、新しい文化の発信場所として、多くの町民に利用されています。今後、さらなる文化・芸術の振興をはかるためには、文化団体が自主的に運営し、自発的な活動を展開していくことが重要となります。

瑞穂町の歴史を次世代や後世に伝える機能をさらに強化するための施設として整備された郷土資料館「けやき館」は、町の貴重な自然や文化財を保存、展示しています。今後、伝統芸能の後継者の育成や伝統文化活動資料の保存および継承に向け、文化財保護活動の普及をはかりながら、町民が郷土を愛する心を育むように啓発していくことが必要です。また、歴史や自然、文化などを町民とともに探究し、ふるさとの良さを多くの人に伝えていくことが重要です。

【数値目標】

項目	現状値	平成 32 年度
耕心館主催事業・企画展来場者数	34,200 人	40,000 人
郷土資料館来館者数	12,837 人	20,000 人

【施策】

(1) 文化・芸術の振興

① 文化・芸術活動への支援

町民の自主的な文化活動への支援、文化団体の育成および自立支援を行うとともに、団体間の交流を促進します。また、スカイホールを拠点として、音楽や演劇など優れた文化・芸術にふれる機会を提供するとともに、町民の文化活動や学習成果を発表する場を創出し、文化振興をはかります。

② 耕心館事業の充実

施設のもつ、くつろぎとやすらぎを与えてくれる雰囲気を活かし、独特な落ち着いた空間でさまざまなジャンルのコンサートや展示会などを開催します。

③ 文化財の保護

子どもから高齢者までの多くの町民が、郷土史の理解と文化財保護の意識を高め、郷土に対する愛着をもつことができるよう、文化財の記録と保存につとめるとともに、その展示や講座の充実をはかります。

また、伝統芸能の保存や後継者の育成につとめるとともに、ふるさとづくり推進事業をすすめていきます。

(2) 文化拠点の管理運営

① スカイホールの維持管理

利用者の利便性の向上をはかるとともに、スカイホールの適切な維持管理につとめます。また、指定管理者によるスカイホールの運営について検討します。

② 郷土資料館「けやき館」の充実

瑞穂町の貴重な自然や文化財を保存および記録し、後世に伝えるとともに郷土を大切に思う心を育成するため、展示や講演会など各種事業を推進します。隣接する耕心館と連携し、相乗効果をはかるとともに、さらなる文化振興につとめます。また、水・緑と観光を繋ぐ回廊計画の拠点施設として、町の魅力を内外に広く周知するとともに、施設の管理運営を効率的かつ効果的に行います。

第3章

魅力ある温かいみずほ

■ 第1節 ■

活力とにぎわいのあるまち

■ 第2節 ■

人がつながる温かいまち

第3章 魅力ある温かいみずほ

第1節 活力とにぎわいのあるまち

1 農業

【現況と課題】

瑞穂町では、野菜、茶、花卉園芸、畜産などのさまざまな農業が行われています。

農畜産物直売所「ふれっしゅはうす」は、生産者と消費者が互いに顔をあわせることのできる身近な直売所として、毎日多くの新鮮な農畜産物を供給しています。町の市街化調整区域936ヘクタールのうち187ヘクタールが農用地で、優良な農地が広がり、農家戸数も多摩地域では多い状況にあります。しかし一方で、耕作放棄地や遊休農地の増加、後継者不足の問題があります。

瑞穂町ではこれまで、「やすらぎと潤いのある、美しい瑞穂の環境づくり」をめざして、安全で美味しく、新鮮な農作物の供給につとめてきました。今後も、積極的に新規就農者を受け入れるなど、農業の担い手を育成し、地域ぐるみで農業を変革する意識の醸成と、そのような取り組みを支援していく必要があります。また、国の動向を注視し、都市農業の振興に関する施策を研究していくことも必要です。

耕作放棄の問題は、ごみの不法投棄や犯罪を誘発するような環境の悪化も懸念され、景観や風致の上での問題もあわせもっています。町民農園は毎回、区画数以上の利用希望者がいる状況にあることなど、農業への関心が年々高まっています。農業の新たな担い手を確保するとともに、耕作放棄地や遊休農地などの解消につとめる必要があります。

狭山茶、シクラメンに代表される瑞穂町の特産品については、みずほブランドに認定し支援しています。また、新たに瑞穂町らしさと付加価値のある特産品を創り出し、農業関係者と協力し、市場を開拓していくことも必要です。

水・緑と観光を繋ぐ回廊計画の拠点のひとつである、狭山池上流部の整備については、関係機関と調整しながらすすめる必要があります。

【数値目標】

項目	現状値	平成32年度
個人経営の町民向け農園数	0園	3園

【施策】

(1) 計画的かつ総合的な農業の推進

① 農業基本構想および農業振興計画の推進

農業基本構想にもとづき、「安心して美味しく、新鮮な農作物を供給する瑞穂町の農業」をめざして、総合的な推進をはかります。また、農業振興計画にもとづく施策を計画的にすすめます。

(2) 農業経営の育成と支援

① 地域特産品の開発

「みずほブランド」や地域商標などの普及および促進をはかるとともに、新たな特産品を生産者とともに開発します。

② 近代化農業経営の支援

安定した農業経営に取り組むことができるよう、国や東京都の新たな補助制度の周知および活用促進をはかるとともに、現在の農業経営ニーズにあった支援策を検討します。また、簿記記帳講習会の実施や家族経営協定の導入など、近代化農業経営に向けた支援を行います。

③ 生産者組織の自立支援

毎日新鮮な地域産物を提供している農畜産物直売所は、生産者組織で運営され、消費者とつながりをもつことができる地産地消の場として機能しています。消費者ニーズにあった農畜産物の加工など、付加価値を高めるような取組や販路の確保への支援を行うとともに、新たな生産者組織の育成や組織間の連携を促進します。

④ 商工業、観光などとの連携

商工業や観光など他分野の施策と連携し、新たなマーケットの開拓をすすめるとともに、その中心となる組織の育成と支援につとめます。

(3) 農地の保全と担い手の確保

① 農地の保全

優良農地が存在する農業振興地域の保全と、耕作放棄地や遊休農地の解消につとめるとともに、「農業経営基盤強化促進法」にもとづく土地利用権設定件数の増加をはかります。また、有機農業の普及や堆肥の有効利用など、環境保全型農業の推進につとめます。

② 担い手の確保

農業従事者の高齢化に伴う後継者不足の一方で、意欲のある若い世代の新規就農者も現れています。認定農業者制度の普及や、新規就農者、定年帰農者への支援など、就農促進策の充実をはかり、農業の担い手の育成と確保につとめます。

(4) ふれあい農業の推進

① ふれあい農業の推進

多くの町民が耕作を希望している町民農園や体験農園の充実につとめるとともに、観光面と連携した新たな農園のあり方を検討します。また、個人経営農園も町民向け農園を開設できるため、その制度普及につとめます。

(5) 狭山池上流部の整備

① 狭山池上流部の整備

水・緑と観光を繋ぐ回廊計画の拠点整備のひとつとして、地権者や東京都などの関係機関と調整をはかり、遊休農地の活用を検討し取り組んでいきます。

2 商工業

【現況と課題】

青梅街道沿いの商店周辺は、駐車場や歩道の整備が十分ではなく、買物客が町内の商店を利用する利便性が整っていません。また、大型店の進出やインターネットの普及による購買動向の変化により、個々の商店の努力だけでは改善することが非常に厳しくなっています。

このような中、プレミアム商品券の発行をはじめ、各種の緊急経済対策を行ってきました。今後は、消費者と店主が直接ふれあうことのできる地域コミュニティの核となる、魅力ある商店づくりが必要となってきます。また、安全に買物ができることや箱根ヶ崎駅周辺など商店の集積をはかることも必要となります。

さらに、商店の経営基盤強化のため、経営支援や後継者育成、観光や農業と連携し、特産ブランド品の販売を組み合わせ、商業振興をはかることが重要です。

瑞穂町は、年間工業出荷額が多摩地域でも高い位置にある有数の工業技術力を有しています。東京都では多摩地域の強みを活かした産業振興をめざす多摩シリコンバレー構想の取り組みをさらに加速させ、国全体の経済活性化に貢献することをめざしています。瑞穂町の事業所数が減少しているなか、既存事業所に対して町の特性に合う効果的な産業振興をはかる必要があります。個々の企業再生ではなく、地域全体での収益を高める取り組みが重要です。青梅線沿線地域産業クラスター協議会などのネットワークを活用し、製造業集積を活かした都市型工業の核的ゾーンの形成をはかり、産業振興拠点を確立することがもとめられます。さらに、同業種・異業種間の共同受注の仕組みを展開してメリットを明確にし、PRしていくことが重要となります。

今後の産業振興、雇用創出、地域活性化をはかるため、圏央道や国道16号、新青梅街道などの幹線道路網が充実している瑞穂町で事業展開するメリットを的確に発信し、企業誘致奨励制度を導入するなど新たな優良企業の誘致をすすめています。立地条件がよいという地域特性を有していますが、企業が進出できる土地の情報を多く集める必要があります。

社会経済情勢に左右される雇用情勢は、改善の兆しが見えるものの、依然として中小企業にとっては厳しい状況であり、瑞穂町単独で対応することが難しい問題です。関係機関と連携し、商工業振興策とあわせ、一体的に勤労者対策をすすめていく必要があります。

【数値目標】

項目	現状値	平成 32 年度
企業誘致奨励制度による企業立地数	2 件	9 件

【施策】

(1) 商業の振興

① 地域に密着した商店街の創出

商工会などの関係機関と連携し、だれもが買物をしやすい地域密着型の商店街づくりを支援します。

② 商店の経営基盤の強化

価格競争に負けない付加価値のある商店づくりのため、商工会と連携し、各商店の経営状況を把握しながら融資制度の利用促進をはかるとともに、消費者の購買意欲を高める魅力ある商店会組織や個店づくりができるよう支援していきます。

③ 農業、観光などとの連携

農業や観光など他分野の施策と連携し、新たなマーケットの開拓をすすめるとともに、その中心となる組織の育成と支援につとめます。

(2) 工業の振興

① 企業経営の安定

経営基盤が不安定な中小企業に対し、融資制度の充実と利用促進をはかります。商工会などの関係機関と連携し、専門的な経営指導や専門技術の助言など、企業経営の安定に向けた支援を行います。

② 異業種間連携の促進

先進技術の応用や新たな技術開発、新ビジネスの創出などを導く、異業種や多分野間の連携を促進します。

③ 広域的産業集積の推進

首都圏西部地域産業活性化協議会や青梅線沿線地域産業クラスター協議会と連携しながら、産業集積に向けた取組を推進します。

(3) 企業誘致の推進

① 優良企業の誘致

雇用の確保と経済波及効果を目的とした企業誘致奨励制度を推進するとともに、「産業立地ナビT O K Y O」などを活用して瑞穂町の魅力を効果的に発信し、優良企業の立地を促進します。

② 基盤整備との連携

自然環境や生活環境に配慮した企業立地となるよう、土地区画整理事業と連携します。

③ 商業施設の適正配置

市場選択の自由を基本としながらも、地域住民の利便性と既存商店との調和を確保するために、適正な配置を促進するとともに、近隣住民の生活環境が悪化しないよう協力をもとめます。

(4) 就労環境の向上

① 就労・雇用の促進

国や東京都、N P Oなどと連携し、教育訓練や技能習得、資格取得など就労希望者のスキルアップにつながる情報の提供につとめるとともに、優良企業誘致による雇用創出の促進をはかります。

② 労働環境の向上

すべての勤労者が働きやすく、仕事と家庭の両立が可能となる労働環境の形成に向けて、企業などへの啓発につとめます。

3 観光・イベント

【現況と課題】

瑞穂町のイベントは春のさくらまつりに始まり、残堀川ふれあいイベント、サマーフェスティバル、秋の産業まつりなど、四季折々の風景や自然、地場産業を活かした催しに加え、町民体育祭、駅伝競走大会、ウォーキングイベントなどのスポーツや健康づくり事業も行われています。また、住民が主体となったイベントも実施されています。

地域資源では、都内最大級の生産量を誇るシクラメンや都内随一のカタクリの群生地であるさやま花多来里の郷、狭山丘陵や狭山池などの豊かな自然があり、町内外からの訪問者が増えています。

今後は、イベントに加え、瑞穂町でしか体験できないことや町全体で取り組んでいる、水・緑と観光を繋ぐ回廊計画を町内外へ発信し、交流人口を増やすことで地域の活性化をはかることが必要であり、老若男女の関心を集める魅力的な空間を創出することが重要となります。

観光協会をはじめ、町民、団体、企業などとの協働により、魅力ある観光資源を充実させるとともに、有益で楽しいイベントを創造し、観光振興を地域商業の活性化に発展させることも必要です。

観光用ホームページを活用し、瑞穂町の素晴らしさや新しい観光情報を町内外に発信することが重要です。また、地域資源、観光資源をさらに深く掘り下げ、観光案内、観光パンフレットを充実させ、多くの人々が来場、来町したいと思う観光事業を展開していくことが重要です。

【数値目標】

項目	現状値	平成 32 年度
イベントへの来場者数	30,000 人	35,000 人

※数値目標の対象イベントは、さくらまつり、残堀川ふれあいイベント、サマーフェスティバル、産業まつり

【施策】

(1) 観光の振興

① 水・緑と観光を繋ぐ回廊計画の推進

潤いを感じる水辺や緑などの自然環境、風情を感じる歴史的環境などをつなぐ観光ルートを形成し、個々の施設の観光施設機能と施設間の回遊性を高め、観光の振興をはかります。

② 観光施設の充実

狭山丘陵やさやま花多来里の郷など、瑞穂町の最大の観光資源である豊富な自然を活かし、遊歩道などの施設の整備や改善につとめます。

③ 新たな観光資源の創出

従来 of 観光資源にとらわれず、地域資源および観光資源を新たに創出し、瑞穂町の歴史や文化の魅力を再確認するとともに、ふるさとづくり推進事業をすすめます。

④ 効果的なPR活動

より広範囲に隅々まで情報が伝わるよう、観光ガイドブックや観光情報サイト、マスコミなどのメディアを有効に活用した情報提供など、魅力ある観光情報を発信していきます。

(2) イベントの充実

① 町民との協働によるイベントの開催

多くの町民に親しまれるイベントは、町民のニーズにあったイベントです。町民が企画段階から参加し、さらに運営することで充実感を得られるとともに、町民参画の輪が広がっていきます。商工会や観光協会と連携しながら、町民との協働によるイベント開催を推進します。

② 新しいイベントの創設

地域の特産品や観光資源を活用するなど、瑞穂町を町内外にアピールできるイベントの創設につとめるとともに、多分野にわたるイベントの共催や同時開催など、相乗効果を生み出すイベントの連携をはかります。

第 2 節 人がつながる温かいまち

1 コミュニティ

【現況と課題】

少子高齢化による人口構造の変化や都市化の進展により、まちづくりの基礎となる地域コミュニティのあり方が変化しつつあります。

瑞穂町には40の町内会・自治会があり、加入率は年々下がる傾向にあります。平成27年4月現在では加入率が49.5%と近隣自治体と比べると高い数値を示しています。特に町内会・自治会は、地域コミュニティの中心であり、地域で重要な役割を果たすため、転入者をはじめ、未加入世帯のコミュニティ活動への参加を促進することが必要です。

地域の結束力を強化し、町民が自発的に行う地域づくり活動への支援がこれまで以上に必要となってきます。町民、地域、各種団体がそれぞれの適性を活かした社会活動に取り組み、地域コミュニティが住民自治の主役となることがのぞまれます。瑞穂町コミュニティ振興計画にもとづき、最適な活動環境を整えるとともに、リーダーの育成や活動に対する支援を行い、コミュニティ活動の活性化を促進することが重要です。

各コミュニティセンターについては、利用率も順調に伸びています。また、地域団体の協力を得て、コミセンまつりも実施しています。今後もコミュニティセンターの町民による自主運営をめざして、検討をすすめていくことが課題となります。

コミュニティは人々の暮らしの中で、もっとも身近な生活圏であり、ささえあうまちづくりに必要な基本的機能です。多くの町民が参加、協力する温かいコミュニティの形成と、安全性と利便性を確保した施設の管理運営を行っていくことが重要です。

【数値目標】

項目	現状値	平成32年度
コミュニティセンター利用者数	126,600人	170,000人

※武蔵野・元狭山・長岡コミュニティセンターの総計

【施策】

(1) コミュニティ振興計画の推進

① コミュニティ振興計画の推進

コミュニティ振興計画にもとづき、町民一人ひとりが主役となったまちづくりを推進します。

(2) 地域コミュニティの活性化

① コミュニティ意識の醸成

地縁組織である町内会・自治会が主体的な活動を行うためには、自ら課題を発見し、解決をはかるという住民自治の意識をもつことが重要です。コミュニティ活動を発展的に継続し、特に災害時などの地域の結束力を強化するため、住民自治に関する勉強会の開催など、コミュニティとしての町内会・自治会のあり方を町民とともに考えます。また、転入者が地域にとけこみやすい環境づくりを促進し、町内会・自治会の加入率の向上につなげます。

② コミュニティ活動への支援

地域の特性にあったコミュニティ活動を、町民が主体的かつ活発に行うことができるよう、新たな地域リーダーの育成や活動への支援を行います。

(3) コミュニティ施設の充実

① コミュニティセンターの管理運営

コミュニティセンターが、町民の交流の場、主体的な活動によるコミュニティ形成の場として有効に機能するよう、町民や団体との協働と、地域による自主運営につとめます。

② だれもが利用しやすい施設の整備

町民会館や地区会館、スポーツ広場などのコミュニティ施設が、高齢者や障がいのある人にも利用しやすい施設となるよう、順次改修をすすめて、良好な活動環境を提供します。

2 平和・人権

【現況と課題】

世界平和は人類の願いです。世界で唯一の被爆国の国民として、戦争のない平和な世の中を希求していかなければなりません。

瑞穂町ではこれまで、平和祈念碑の建立、アンネのバラや平和を象徴する樹木の植樹、平和のパネル展の開催などを通じて、平和に向けたメッセージを発信してきました。戦後70年が経過し、今後とも、より多くの町民が平和の大切さと命の尊さへの関心を高めるよう、積極的な啓発活動をすすめていく必要があります。

近年、人権を取り巻く環境は多種多様化し、児童や高齢者、配偶者への虐待など、人権を無視した許されない行為が増加しています。

人を思いやることのできる人権擁護の心をもった子どもたちの育成が、将来の住みよいまちづくりにつながります。新たな取組を含め、子どもたちへの人権教育を推進していく必要があります。また、地域社会全体への啓発活動も重要です。

さまざまな関係機関が連携し、情報を共有しながら有効な対策を考えていく体制づくりが必要となります。

【数値目標】

項目	現状値	平成32年度
アンネのバラ植栽公共施設数	12施設	16施設

【施策】

(1) 平和行政の推進

① 平和意識の高揚

世界の恒久平和を願い、平和のパネル展など平和の大切さをあらためて考える機会を提供し、平和意識の高揚と国際平和思想の普及につとめます。

② 平和のシンボルの充実

アンネのバラなど平和の象徴である樹木を、町民ボランティアとの協働によって適切に管理するとともに、広く町民にPRします。

(2) 人権の尊重

① 人権意識の啓発

町民一人ひとりが人権の大切さを理解し、人権擁護の意識をもつことができるよう、人権啓発活動の充実をはかります。

② 人権相談の充実

多種多様化してきている相談内容に対応するため、人権擁護委員と連携し、相談体制の充実をはかります。

③ 子どもの人権教育の推進

子どもの人権教育の一環として、植物を育てることによって人を思いやる気持ちを育む「人権の花運動」や、人権とは何かを考える「子どもからの人権メッセージ発表会」、「西多摩子どもからの人権メッセージ・中学生人権作文発表会」などへの参加を促進し、人権擁護の心を育てるとともに、これらの活動の広報手段を充実させます。

3 都市交流・国際化

【現況と課題】

米国カリフォルニア州モーガンヒル市と姉妹都市を締結し、両市町による中学生のホームステイ体験やキルトの相互展示など、交流事業も継続して行われています。また、瑞穂町姉妹都市委員会の活動による、町民が主体となった姉妹都市交流事業が展開されています。今後、町民と町との協働による姉妹都市交流をさらにすすめて、新たな交流方法の研究を行っていく必要があります。

アジアの都市と交流をはかるため、タイ王国の都市への視察を行っています。交流都市提携を視野に入れた取り組みをすすめる必要があります。

平成27年3月現在、559人の外国人の住民登録者が町内に暮らしています。外国人町民にとって暮らしやすい生活環境を充実させていく必要があります。既に取り組んでいる看板などの外国語表記や出版物の多言語化に加え、外国人町民向けの事業を町民とともに実施し、地域における多文化共生をすすめていくことも必要になります。また、瑞穂・横田交流協会が中心となって、横田基地住民との住民レベルでの交流がすすめられています。全町一斉清掃やサマーフェスティバル、町民体育祭、こどもフェスティバルなど、瑞穂町のイベントへの参加も増えています。身近な国際交流として、町民とふれあう機会の場を提供していきます。

今後の国際交流を担い、国際的視野に立った人材を発掘、育成することも重要なテーマです。海外留学奨学資金等支給制度を通して、青少年の海外留学への支援を行っていますが、さまざまな情報発信の機会を設け、国際交流の中心となる人材の育成につとめていく必要があります。

【数値目標】

項目	現状値	平成32年度
海外留学奨学生数（累計）	8人	20人

【施策】

(1) 国際化推進計画の推進

① 国際化推進計画の推進

案内サインの外国語表記など、国際化推進計画の基本理念の実現に向けて、計画の具体化につとめます。

(2) 姉妹都市交流の充実

① モーガンヒル市との交流の推進

姉妹都市であるモーガンヒル市との一層の理解と友好を深めるため、中学生の相互訪問事業を継続するとともに、交流を促進する新たな取り組みを検討します。

② 町民主体の交流への支援

姉妹都市委員会の支援を行うとともに、委員会と連携し、町民が主体となる姉妹都市交流をすすめます。

(3) 新たな都市交流の展開

① アジアの都市との交流

アジアの国々の一員として、タイ王国の都市との交流都市提携に向けて取り組みます。

② 国内の都市との交流

大規模災害時の相互応援協定を提携している、岐阜県瑞穂市との交流についても推進します。

(4) 多様な文化の共生

① 横田基地関係者との交流

瑞穂・横田交流協会と連携し、各種イベントへの横田基地関係者の参加を促進するとともに、町民と幅広く交流が深められる機会を提供します。また、子どもたちの交流や地域人材としての活用など、よき隣人としての交流をすすめます。

② 多文化共生のまちづくり

町内に住むすべての人が国籍、言語、文化などの違いを超えて、ともに生活し、友好関係を築くことができる共生のまちづくりを推進します。また、町民と外国人町民が相互にコミュニケーションを高めることのできる新たな施策を研究し、国際理解を推進します。

(5) 国際社会に対応した人材育成

① 留学への支援

海外留学奨学資金等支給制度の利用促進をはかり、世界で活躍できる人材の育成につとめます。

第4章

安全安心やさしいみずほ

■ 第1節 ■

安全に安心して暮らせるまち

■ 第2節 ■

地球を守る環境にやさしいまち

第4章 安全安心やさしいみずほ

第1節 安全に安心して暮らせるまち

1 安全・安心

【現況と課題】

日本各地で地震や大雨などによる自然災害が発生しています。平成24年には首都直下地震などによる東京の被害想定が見直されました。瑞穂町は今後も防災用備蓄を強化するとともに、耐震改修促進計画による耐震化をさらに推進し、被害の発生を防ぐことが重要です。町内に42か所指定されている土砂災害警戒区域の中には、広域避難場所である第五小学校および瑞穂中学校も含まれているため、見直しを検討する必要があります。また、災害時には自主防災組織や消防団などとの緊密な連携による対応が不可欠です。

自助・共助の意識と行動力を高めるため、より実践的な防災訓練の実施と、災害対策基本法改正による避難行動要支援者台帳の効果的利用に向けた検討も必要です。また、石畑地区に医療拠点としての防災広場を整備し、災害対策の強化をはかる必要があります。

消防については、常備消防である福生消防署と連携し、さらなる火災予防の徹底や防火意識の向上をはかる必要があります。また、瑞穂町消防団の5つの分団では、就労形態の変化などにより団員の確保が年々厳しくなっています。消防施設の整備とともに、女性を含めた団員確保に向けた広報活動の強化がもとめられます。さらに、地域における防火および地域配備消火器の適正な管理につとめるとともに、自主防災組織の育成、強化をはかる必要があります。

町内の犯罪発生件数は平成23年をピークに減少傾向にあります。一方、不審者による女性・子どもをねらった犯罪や高齢者が被害者となる振り込め詐欺など、地域住民が不安を感じる犯罪が依然として発生しています。

瑞穂町では、「安全・安心まちづくり条例」を制定し、犯罪抑止に取り組んできましたが、安全で安心して暮らせるまちづくりの実現のためには、防犯カメラや防犯灯の設置推進など犯罪の起きにくい環境づくりが重要です。防犯パトロールや犯罪を起こさせない取組を充実させていくほか、規範意識の向上につとめていきます。

交通事故は、死傷した被害者やその家族の生活を一瞬にして奪うだけでなく、加害者にも大きなダメージを与えます。さらに、交通事故に伴い発生する経済的損失もまた甚大なものがあります。

瑞穂町の交通事故件数は減少してきているものの、国道16号や新青梅街道などの幹線道路の結節点であることから、人口に換算した発生件数では多摩地域で最も多い状況にあります。

特に、子どもや高齢者の交通事故防止や、自転車安全利用の推進、二輪車の事故防止をはかるための交通安全対策が重要となります。

【数値目標】

項目	現状値	平成 32 年度
犯罪発生件数	512 件 (平成 26 年)	400 件
交通事故発生件数	207 件 (平成 26 年)	150 件

【施策】

(1) 防災体制の確立

① 地域防災計画の充実

地域防災計画について、上位計画、関連計画の改訂にあわせて最新の内容に修正し、計画の充実をはかります。

② 地域連携による防災体制の強化

いつ発生するかわからない災害について、防災訓練や広報活動を通じて町民への防災意識の高揚をはかるとともに、自主防災組織強化のための支援を行い、地域における予防活動や訓練を促進します。また、土砂災害警戒区域の中にある広域避難場所の見直し、および広域的な防災拠点の設置について検討します。

③ 被災者対策の充実

民間企業や事業所などとの災害時における応援協定締結の拡充をはかるとともに、災害時要援護者の円滑な救済に向け関係機関と連携し、支援台帳の効果的な運用体制を構築するなど、被災者対策の充実をはかります。

また、武蔵野防災会館やコミュニティセンターなどによる非常時の一時的な提供住宅体制を維持します。

④ 防災施設の整備充実

災害時の医療拠点として石畑地区に災害対策用地を取得し、防災施設の整備、拡充につとめるとともに、十分な防災機能、防災本部機能を備えた新庁舎を建設します。また、常備消防機能の充実について福生消防署とも連携して検討します。防災備蓄品については、非常用飲料水や食料などを適正に常備します。

防災行政無線のデジタル化やメール配信システムを活用した情報提供、災害時における緊急放送要請に関する協定にもとづいたCATVの緊急放送など、防災情報ネットワークの充実につとめます。

⑤ 危機管理体制の確立

国民保護計画にもとづき、武力攻撃事態などに対処できる危機管理体制の確立につとめるとともに、あらゆる危機に円滑に対処できるよう、個別対応マニュアルの拡充につとめます。

(2) 消防力の強化

① 消防活動体制の強化

常備消防である福生消防署との連携体制を強化するとともに、消防団、自主防災組織、事業所、防災ボランティアなどの育成とネットワーク体制の充実につとめ、火災予防、消火活動体制の強化をはかります。

また、消防力の低下を招かないよう、消防団活動への支援と普及活動を推進し、消防団員の確保につとめます。

② 消防施設の充実

消防団詰所の適切な維持管理、防火水槽や消火栓、地域配備消火器などの適正配置につとめます。

③ 応急対策の確立

火災被害にあった方を一人でも多く救出し、負傷を最低限に抑えることができるよう、災害時救急医療品の備蓄と地域の救急医療体制の充実をはかります。

(3) 防犯環境の充実

① 防犯活動の充実

青色回転灯装備防犯パトロール車の効果的運用による犯罪抑止をはかるとともに、防犯協会、町内会・自治会が中心となった自主防犯組織への支援と町民がより参加しやすい防犯活動体制および事業者による見守り活動を推進します。引き続き、福生警察署など、関係機関との連携をはかります。

② 防犯思想の普及

防犯情報メール配信システムの普及促進や防犯教室の開催などにより、防犯に対する意識高揚と注意喚起をはかるとともに、地域と連携した高齢者世帯への情報提供や子どもたちの地域での見守り活動など、規範意識の向上と地域のきずなづくりによって、犯罪の未然防止につとめます。

③ 犯罪をさせない環境の整備

防犯灯のLED化や増設をすすめることにより、明るく、安全で安心して暮らせるまちづくりをめざします。また、街頭防犯カメラの適切な維持管理や設置推進をはかるほか、落書きの放置など犯罪を誘発する環境の解消につとめることで、犯罪を起こさせない環境の整備をすすめていきます。

(4) 交通安全の充実

① 交通環境の整備と交通規制の強化

危険箇所の早期把握につとめるとともに、歩道やガードパイプ、道路照明灯、カーブミラーなどの交通安全施設設置および道路のカラー舗装や自転車ナビマーク設置を推進します。また、福生警察署や交通安全推進協議会などの関係機関と連携および協議しながら、信号機や横断歩道、交通標識設置の要望を行うとともに、違法駐車対策や交通規制の強化をはかり、安全の確保につとめます。

② 交通安全思想の普及

自動車や自転車の運転マナーやモラルの欠如によって、交通事故誘引の可能性があることを、春秋の交通安全運動、「広報みずほ」およびホームページなどで呼びかけ、町民の交通安全に対する意識啓発をはかります。

特に、交通事故の危険から身を守るため、子どもや高齢者などへの交通安全教室の充実をはかり、事故防止につとめます。

③ 放置自転車対策の推進

箱根ヶ崎駅自転車等駐車場の利便性の向上につとめるとともに、公共の場所における放置自転車対策を推進し、歩行者の安全を確保します。

④ 交通災害共済制度への加入促進

交通災害共済制度のさらなる周知につとめ、加入促進をはかるとともに、加入時や被害時の手続などへの適切な対応につとめます。

2 基地対策

【現況と課題】

瑞穂町は、行政面積 16.85 km²のうち、約 8 分の 1 にあたる 2.1 km²を横田基地に提供し、この面積は基地全体の約 3 割を占めています。また、航空機の騒音がうるさい「第 1 種区域」が 42.8% (7.2 km²) と、基地に土地を提供している 6 市町のうち、最も高い状況にあります。

横田基地の滑走路が、瑞穂町の南南東から中心部へと延びているため、町上空を飛行する航空機の騒音が、町民の生活環境に大きな影響を与えています。近年では町の東西方向に飛行する訓練も見られ、騒音を受ける区域も広がっています。また、基地の存在は、航空機事故発生の危険性のほか、土地利用への制限が加わるなど、瑞穂町の発展に大きな障害となっています。飛行回数の削減をはじめ、住宅防音工事対象区域の拡大、告示後住宅の救済など、町が受けている障害の解消に向け、関係機関へ強く要請していく必要があります。また、公共施設の防音工事の採択にあたり、騒音の状況が採択基準に達せず、不採択となる問題が生じています。基地が存在する以上、飛行回数など、運用の変化はいつでも起こりうるため、補助採択基準の見直しをもとめることも必要です。

平成 27 年、町は C V - 22 オスプレイの横田基地への配備について、外務省および防衛省から説明を受けました。さらなる具体的な説明や迅速かつ正確な情報提供をもとめるとともに、町民の生活に支障をきたすことがないように、引き続きすべての航空機の飛行において、安全対策と環境への配慮を講ずるよう強く要請する必要があります。

一方、横田基地には航空自衛隊航空総隊司令部などが移駐し、その態様、運用の変化は頻繁になっています。町民が不安を感じることはないよう、正確な情報収集と的確な情報提供につとめていくことが必要です。

2020 年開催の東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向け、横田飛行場の民間利用を促す動きが見られます。経済性や利便性のみを追求した軍民共用化については、町および町民に、騒音の増加など今以上の悪影響が生じないように、引き続き反対の姿勢で対応していく必要があります。

【施策】

(1) 生活環境の保全

① 正確な情報の収集と提供

町民の生活に与える不安を軽減するため、横田基地に関する国や米軍の正確な情報の収集と的確な町民への提供につとめます。

② 航空機騒音調査の充実

航空機騒音測定機器を活用して騒音実態の調査をするとともに、調査データを有効活用し、航空機騒音による被害実態の把握につとめます。

③ 関係機関への要請

航空機騒音をはじめとする町民が受ける被害の実情を強く訴え、基地に起因する諸問題の解決に向け、町議会や東京都・基地周辺自治体と連携し、関係機関にその対策を要請していきます。

(2) 補助事業の拡充要請

① 補助金・交付金の拡充

基地の存在によるさまざまな障害と、飛行直下に市街地が存在するという瑞穂町の特殊事情を強く訴え、生活環境の保全のための補助金や交付金の拡充を、国に要請していきます。また、国有提供施設等所在市町村助成交付金について、固定資産税相当額の交付を要請します。

特に、公共施設や住宅の防音工事については、常に騒音被害を受けている実情を訴え、告示後住宅の救済や対象区域および対象施設の拡大を要請します。

② 制度改正への対応

国の制度改正などにより、防衛省補助事業の改正も考えられることから、正確な情報を随時入手し、制度改正へ円滑に対応できるようにつとめます。

(3) 軍民共用化への対応

① 軍民共用化反対

横田基地の軍民共用化は、騒音被害の増大に加え航空機事故の危険性など、町民の安全な生活環境に多大な影響を与えることが予想されます。これ以上の不利益が生じることのないよう、国や関係機関に反対の要請を行います。

3 消費生活

【現況と課題】

消費者が安全で安心して豊かな消費生活を営むことができる社会の実現に向け、消費者庁が設置されてから5年以上が経過しました。この間、消費者行政を推進する基本的な枠組みができつつあるものの、制度の担い手の育成や消費者などの認知・意識の向上など、いまだ課題は多く残されています。

消費者を取巻く環境は、商品やサービスの多様化・複雑化を背景に依然として消費者と事業者との間には、情報量や、交渉力の格差が生じています。高齢者や障がいのある人などを狙った悪質商法など消費者被害が後を絶たず、消費生活の安定・向上を確保するため消費者政策のさらなる推進が必要となっています。

瑞穂町では、消費生活相談窓口を開設し、被害防止をはかっています。また、被害を未然に防ぐことができるよう消費者講座の開催、パネル展示による消費者展の開催など消費者情報の提供につとめ、消費者の自立への支援を行っています。

今後は、悩んだとき相談できる消費生活相談窓口のさらなる周知につとめていく必要があります。

【施策】

(1) 消費生活の向上

① 消費者の自立への支援

トラブルや事件、事故に巻き込まれることのないよう、「広報みずほ」やホームページなどを通じて、発生事例およびその対処方法、キャッチセールスなどへの適切な対応方法などを紹介するとともに、消費生活用品の使用上の注意喚起など、消費者の自立に向けた支援をすすめます。また、消費者団体と連携した講演会や展示会を開催し、消費者意識の高揚をはかります。

② 消費者相談の充実

東京都消費生活総合センター、警察、福祉行政関係機関および西多摩地区市町村などと連携を強化するとともに、消費生活相談窓口の利用促進をはかり、消費者の相談しやすい体制の整備につとめます。

③ 環境に配慮した消費行動の促進

地球温暖化やごみ問題などに対して、適切な消費行動を実践できるよう、リサイクルや省エネルギーに必要な情報の提供につとめるとともに、不用品交換登録制度の充実やフリーマーケットへの参加促進をはかり、環境にやさしい消費行動を誘導します。

第 2 節 地球を守る環境にやさしいまち

1 循環型社会

【現況と課題】

地球温暖化の影響は、我が国だけではなく全世界における大きな課題となっています。循環型社会を形成するためには、新たな再資源化の研究をすすめることも必要ですが、3R（リデュース・リユース・リサイクル）の推進に加え、省エネルギーの促進と新エネルギーの導入が重要です。

エコパークでのフリーマーケット「みずほ青空市」を定期開催し、再使用（リユース）の意識を広げる取組を行っています。また、リサイクルプラザは、収集した家具などの展示販売、リサイクル品の実用化に加え、雨水の利用、屋上および壁面の緑化、太陽光発電システムの導入など、循環型社会形成の拠点として機能しています。

リサイクルプラザの見学やフリーマーケット「みずほ青空市」への来場者が増えるよう、普及事業を展開していくことが必要です。

一方、エネルギーについては、住宅用環境配慮型機器購入費助成制度により、温室効果ガスの削減と環境に対する意識の高揚をはかっています。今後は制度の見直しを検討し、家庭や事業所における新エネルギーや効率的なエネルギー供給システムの利用をさらに啓発していく必要があります。

また、人や物の移動に費やすエネルギーを減少させ、CO₂などの温室効果ガスの発生を抑制するために、公共交通機関の整備、拡充を要請し、自動車から公共交通への利用転換を促進していくことも重要です。

【数値目標】

項目	現状値	平成 32 年度
レジ袋辞退率	28.4%	31.0%

【施策】

(1) 環境基本計画の推進

① 環境基本計画の推進

環境基本計画の基本目標「自然とふれあい、安心して暮らせるまち みずほ」の実現に向けて、環境マネジメントの実践につとめるとともに、適切な見直しを行います。

(2) 循環型社会の形成

① 3R活動の推進

ごみのさらなる再資源化に向け、リサイクルできるものとできないものの細分化をはかるとともに、啓発活動を推進します。また、再資源化に有効な新たな手法について研究し、3R活動の推進をはかります。

庁舎や公共施設においても、一事業所としての責務を果たすため、ごみの減量とリサイクルにつとめます。

② リサイクルプラザの効率的かつ効果的運営

リサイクルプラザの効率的かつ効果的な運営をはかるため、計画的修繕を含め適切な維持管理につとめます。

③ リサイクル品の利活用の促進

みずほエコパークで開催している「みずほ青空市」を、循環型社会の形成に有効な啓発活動として拡充するとともに、リサイクルプラザの展示コーナーや啓発コーナーを活用し、製品の再使用、リサイクル品の利活用を促進します。

④ 使用済み小型家電回収

リサイクルプラザでのピックアップ回収に加え、新たなリサイクルルートとして小型家電ボックス回収を継続し、実施します。引き続き、町の実情にあった回収方法を検討していきます。

(3) エネルギーの有効活用

① 省エネルギーおよび新エネルギー導入の促進

家庭や事業所における省エネルギーの推進や効率的なエネルギー供給システムの活用、新たなエネルギーの導入について、「広報みずほ」やホームページなどにより普及啓発を行います。また、国、東京都と連携し、家庭における蓄電池など、環境配慮型機器の導入を促進します。

② 公共施設における取組の推進

新庁舎をはじめ、公共施設の建設にあたっては、自然エネルギーや深夜電力・新電力の利用、省エネ効率のよい機器の導入に取り組みます。また、街路灯のLED照明への切り替えや維持管理を適切に行い、無駄なエネルギー消費を防ぎます。あわせて、リサイクルプラザで啓発します。

(4) 温室効果ガスの削減

① 地球温暖化対策実行計画の推進

地球温暖化対策実行計画にもとづき、町の事務および事業に関し、温室効果ガスの削減や吸収作用の保全を促進します。

② 公共交通の整備促進

人や物の移動に必要なエネルギーの消費抑制やCO₂などの温室効果ガスの発生抑制に効果がある公共交通の利用を促進するため、JR八高線の増発やバス路線の確保、多摩都市モノレールの延伸を要望していきます。

2 ごみ・し尿

【現況と課題】

瑞穂町の1人1日あたりのごみ量は942g、資源化率は32.8%です（平成26年度）。

一般ごみの収集については、戸別収集の導入によって排出者責任がより明確になりましたが、集合住宅など、一部にごみ出しのマナー違反が見受けられます。一般廃棄物処理基本計画にもとづき、町民に対する意識啓発とともに、効率的かつ適正なごみの減量と分別収集、再資源化のさらなる推進をはかる必要があります。

また、子ども会や町内会・自治会などによる資源物の集団回収に対して奨励金を交付しています。資源化率の向上をはかるため、町民の理解と協力をもとめ、資源物集団回収の拡充を促進していく必要があります。

燃やせないごみについては、リサイクルプラザで中間処理後、東京たま広域資源循環組合二ツ塚処分場で不燃物の最終処分と焼却灰のエコセメント化を行っています。処分能力の延命が大きな課題であることから、不燃物の資源化について検討するとともに、ごみの排出抑制への取り組みが極めて重要となっています。

し尿処理については、し尿汲み取り世帯などの把握と、し尿の効率的な処理を継続するとともに、公共下水道整備後の速やかな接続を促進していく必要があります。し尿処理施設は、公共下水道の普及に伴い、し尿処理量が減少していく中で広域的共同処理をしていくことが重要です。また、受益者負担の適正化の観点から、し尿処理手数料の改定を検討することも必要です。

【数値目標】

項目	現状値	平成32年度
ごみ排出量（1人1日あたり）	942.0g	792.2g
資源化率	32.8%	40.0%

【施策】

(1) 一般廃棄物処理基本計画の推進

① 一般廃棄物処理基本計画の推進

西多摩衛生組合構成市町が共同で策定する一般廃棄物処理基本計画にもとづき、一般廃棄物の処理をより一層適正かつ効率的、効果的にすすめるとともに、広域性を重視した見直しを行います。

(2) ごみの減量と再資源化

① ごみの減量

ごみの自己処理および過剰包装の抑制を促進し、一層のごみの減量化をはかります。

② 資源物集団回収の充実

ごみの資源化率を向上させるため、回収品目の拡充や奨励金の適正化など、実施団体数や実施回数が増加するよう、資源物集団回収の充実をはかります。

③ 分別収集体系の堅持

もっとも適切な分別方法を研究するとともに、一層の減量化と再資源化をすすめるよう、ごみの分別に対する意識啓発につとめます。

④ 事業系ごみの排出抑制

大規模事業者に対しては、ごみの減量化計画の提出をもとめるとともに、立入調査により減量に対する取組や分別状況を確認し、指導を行います。また、ごみの抜き打ち検査などを実施し、分別の徹底を指導していきます。

(3) 最終処分場の延命

① 不燃ごみ（埋立ごみ）の減量およびエコセメント化の推進

最終処分場である東京たま広域資源循環組合二ツ塚処分場の延命化をはかるため、不燃物の資源化について検討していきます。また、焼却灰のエコセメント化を推進します。

(4) し尿等の効率的処理と浄化槽の適正管理

① 公共下水道への接続の促進

し尿汲み取り世帯および浄化槽設置世帯については、公共下水道の接続を促進し、汲み取り世帯の減少および衛生環境の向上をはかります。

② し尿等の効率的処理

年々減少している、し尿汲み取りについて、共同処理を継続するとともに、浄化槽汚泥についても共同処理をすすめていきます。また、処理手数料の適正化や効率的な収納方法などについて研究を行っていきます。

③ 浄化槽等の適正管理

浄化槽を適正に使用するため、保守点検、清掃、定期点検の実施について、啓発活動につとめます。

3 環境保全

【現況と課題】

快適で利便性の高い社会基盤とライフスタイルの充実をもとめ、都市活動は依然活発であり、それに伴って自然の減少や公害への対策などが問題となっています。生活環境の中で寄せられる苦情は騒音、悪臭、大気汚染および水質汚濁など、多岐にわたっています。町は東京都と連携するなど、環境に悪影響をおよぼす発生源に対し、公害防止指導を行っています。工場や廃棄物の処理施設など、苦情発生時に迅速かつ適切に対応できる体制を維持する必要があります。町民の健康と良好な生活環境を守るため、苦情の発生源の早期把握とその解消につとめていくことが重要です。

町内への産業廃棄物処理事業者の進出については、「産業廃棄物処理施設の設置等の紛争予防に関する条例」にもとづき、関係住民と事業者の間の紛争の予防および調整を適切に行っていく必要があります。

みずほエコパークは、さまざまな自然環境があふれる町民の憩いの場となっています。里山の景観づくりをすすめることにより、多くの動植物が生息しています。今後も環境学習の拠点として、適切な維持管理につとめていく必要があります。

瑞穂町には、多くの生きものが生息している自然豊かな狭山丘陵や、カワセミやカルガモなど数多くの野鳥が観察される狭山池公園があります。町の宝である自然を守り、生きものが生息しやすい環境を保全するために、町民や事業者へ生物多様性の重要性などについての啓発活動を継続し、より多くの理解と協力をもとめていく必要があります。特に、アライグマやハクビシンなど、外来種の被害が増加しているため、生息数を減少させる必要があります。本来の大切な在来種については、生態系が崩れ始めているため、在来種の保護・増殖につとめる必要があります。また、地域固有の自然環境の保全につとめ、自然との共生社会を構築することが重要です。

また、動物を愛護する気持ちや飼い主のモラルやマナーの向上も大切です。「動物の愛護及び管理に関する法律」および「東京都動物の愛護及び管理に関する条例」にもとづき、動物の愛護と飼育、虐待防止について啓発するとともに、「狂犬病予防法」にもとづき、飼い犬の登録と予防接種率の向上につとめる必要があります。

【施策】

(1) 生活環境の保全

① 環境監視体制の充実

公害の未然防止と早期対応をはかるため、環境パトロールの巡回監視を強化するとともに、大気調査や水質調査などの環境調査を定期的実施し、良好な生活環境の保全につとめます。

② 産業廃棄物処理への対応強化

産業廃棄物処理施設の設置計画が示された際には、住環境を阻害しないよう、「産業廃棄物処理施設の設置等の紛争予防に関する条例」の遵守をもとめるとともに、苦情発生時に迅速かつ適切に対応できる体制を維持します。

③ 発生源対策の強化

東京都と連携し、環境に悪影響をおよぼしている発生源への公害防止指導を行います。また、家庭生活に起因する公害に対する指導や有害物質に関する的確な情報提供を行い、環境にやさしい生活スタイルについて啓発していきます。

(2) 自然環境の保護

① 自然保護と象徴的植物保全の総合的な推進

在来の自然環境を保全するため、外来生物の駆除と日本固有種の保護、狭山丘陵とその周辺の里山環境の保全・整備をすすめます。また、アンネのバラに代表される象徴的植物や各種記念樹の植樹を通して、町の個性を引き出す都市景観の形成を総合的にすすめます。

② エコパークの充実

環境学習の拠点であるエコパークの里山復元など、工夫をこらした環境整備につとめるとともに、自然環境に関する啓発活動の充実をはかります。また、ドッグランについては、利用者の自主的な清掃活動などを支援します。

③ 自然共生社会の構築

動植物の良好な生息空間の保護と、人間との共生社会の形成をめざし、生物多様性への関心を高め、理解を深めるよう、啓発活動につとめます。特に、アライグマやハクビシンなどの外来生物の減少につとめるとともに、ニホンイシガメをはじめとする在来生物について、環境学習をかねた、保護・増殖につとめます。

(3) 動物愛護社会の形成

① 動物愛護の意識啓発

「動物の愛護及び管理に関する法律」および「東京都動物の愛護及び管理に関する条例」にもとづき、動物の愛護と適切な飼育、虐待や飼育放棄の防止、モラルの向上などについて啓発していきます。

② 狂犬病の予防

「狂犬病予防法」にもとづき、飼い主へ飼い犬の登録と予防接種の必要性を周知し、接種率の向上につとめます。

4 環境美化

【現況と課題】

ごみの散乱や雑草の繁茂、無秩序な捨て看板など、見苦しい景観は町のイメージダウンだけではなく、非行や犯罪を誘発する要因としても指摘されています。

ごみを捨てない意識を啓発するために、毎年6月に全町一斉清掃を実施しています。また、環境パトロールによる巡回監視により、不法投棄の防止や空き地の適正管理の指導、路上の広告物などの撤去を行っています。また、適切な管理が行われていない空き家については、町民の生活環境に深刻な影響をおよぼすことのないよう、町として必要な措置を検討する必要があります。

このような中、町民の環境美化に対する関心は高まり、ボランティアによるごみ拾いなどが行われていますが、その一方では、相変わらずのごみのポイ捨て、タイヤや家電などの不法投棄、空き地の雑草などに関する苦情もあります。

瑞穂町の美しい景観を維持し、向上させるためには、環境美化活動を絶やすことなく拡充していくことが重要です。今後も、自主的な美化活動の奨励と支援を続けていくとともに、「捨てない」、「見過ごさない」という基本的な意識を啓発するための工夫と、多くの町民、団体の継続的な協力をもとめていくことが必要です。

【施策】

(1) 環境美化の推進

① 美化意識の向上

全町一斉清掃や花植え活動を通じて、町の美化および町民の美化意識の高揚をはかります。

② 美化活動の奨励・支援

清潔で美しい公園や河川を保持するため、町内会・自治会などによる適切な管理を奨励します。また、町民、団体、事業者によるボランティア活動を支援します。

(2) 環境悪化の抑制

① 不法投棄および不適正排出の防止

環境パトロールの巡回監視や看板の設置、土地所有者への通知、「広報みずほ」などによる啓発活動により、不法投棄防止対策を推進するとともに、防犯パトロールや警察などと連携し、投棄者への警告を行い、不法投棄の撲滅につとめます。また、ポイ捨てや不適正な排出によるごみの散乱を防止します。

② 空き地・空き家の適正管理

不法投棄や害虫の発生、犯罪などを助長するおそれのある、放置されたままの空き地や畑などの所有者に対し、適正管理を指導します。また、空き家については対策を強化し、町民の生活環境に深刻な影響をおよぼすことのないよう、所有者へ適切な管理を働きかけます。

③ 関係機関との連携

町内の国道、都道、都立公園などへの不法投棄、不適正排出などについては、関係機関と連携し、迅速に対応します。

第5章

快適で美しいみずほ

■ 第1節 ■

美しい街並みの住みよいまち

■ 第2節 ■

便利で快適に暮らせるまち

第5章 快適で美しいみずほ

第1節 美しい街並みの住みよいまち

1 土地利用

【現況と課題】

瑞穂町の土地利用の状況は、JR八高線箱根ヶ崎駅を中心に市街地が広がっています。

商業は、青梅街道や新青梅街道などの幹線道路沿いに分布し、大型商業施設が元狭山地区と殿ヶ谷地区に進出しています。

住宅は、西部土地区画整理事業完了区域以外では自然発生的に形成されていますが、現在、箱根ヶ崎駅西土地区画整理事業によって、町の新しい中心核の形成と住居、商業および工業の調和の取れたまちづくりを推進しています。

工業は、長岡地区南西部や箱根ヶ崎地区西部、元狭山地区北部に形成されているほか、殿ヶ谷地区では優良企業の誘致ができるよう、現在、土地区画整理事業が行われています。

また、瑞穂町の北部、北西部にはまとまった優良農地があり、狭山茶や花卉、野菜などが生産されています。北東部には緑豊かな狭山丘陵が広がり、町民のいこいの場として親しまれています。その一方、南部から中心部にかけては横田基地が存在し、町域の一体的土地利用を阻害しています。

瑞穂町は豊かな自然環境を守りながら、計画的に市街地の形成を誘導してきましたが、住環境も量から質の時代に変化しつつあり、今後はだれもが暮らしやすい安全性、利便性、快適性を備えたまちづくりなど、時代のニーズをふまえた視点から、都市計画を検証すべき時期にきています。都市施設の整備や都市環境の変化、社会経済情勢などの町を取り巻く状況の変化を見極め、必要に応じて都市計画マスタープランの見直しを検討することが重要です。

新青梅街道の拡幅に伴い、適切な土地利用をはかるため、沿道区域の用途変更および地区計画について検討し、関係機関との協議、調整などを行うことが必要です。

地籍調査は、平成26年度末までに約98.6%が完了しています。地籍の明確化は、土地所有者の財産保護および境界紛争の未然防止をはかるとともに、震災時などにおける迅速な現地復旧や公共事業の円滑化など幅広く活用できることから、早期完了をめざす必要があります。

墓地については、町民の意識や宗教的な感情などもあることから、長期的かつ慎重に検討していく必要があります。

【数値目標】

項目	現状値	平成 32 年度
地籍調査事業進ちょく率	98.6%	100%

【施策】

(1) 都市計画マスタープランの推進

① 都市計画マスタープランの推進

都市計画マスタープランの地区別構想および整備方針にもとづく計画的なまちづくりをすすめるとともに、町を取り巻く状況の変化を見極め、必要に応じてマスタープランの見直しを検討し、既成市街地を含め良好な道路や緑地の整備をすすめ、安全で快適な生活環境の形成につとめます。

(2) 都市計画の適正化

① 区域区分の適正化

市街化区域と市街化調整区域については、周辺の都市施設などの整備状況や人口動態などを的確に把握しながら、市街化を促進する区域と市街化を抑制すべき区域との均衡の取れた、区域区分の適正化をはかります。

② 用途地域等の適正化

都市としての安全で快適な生活環境の形成と、豊かな自然環境の保全および活用をはかるため、適正な用途地域の指定を行うとともに、新たな地区計画を検討するなど、秩序ある空間構成と有効な都市機能の配置を誘導します。また、新青梅街道の拡幅に伴い、適切な土地利用をはかるため、沿道区域においては、関係機関との協議・調整等を行い、用途地域等の変更をめざします。

③ 土地利用の適正化

秩序ある良好な土地利用をはかるため、東京都や周辺自治体と連携し、瑞穂町宅地開発等指導要綱にもとづいた指導を行うとともに、社会経済情勢や町内における開発の状況に照らしあわせながら、要綱の見直しを行います。

(3) 市街地整備の促進

① 箱根ヶ崎駅東口周辺の整備促進

東京都による都道166号線の整備について、早期完成を要請していきます。また、多摩都市モノレールの導入とあわせて、駅東口周辺地区のまちづくりを研究していきます。

② 既成市街地の整備

生活空間として魅力ある市街地を形成するため、道路や公園などを整備し、安全で快適な住環境を創出します。

(4) 地籍の明確化

① 地籍調査事業の推進

土地所有者の財産保護および境界紛争の未然防止をはかるとともに、公共事業の円滑化、合理的な土地利用、災害復旧への迅速な対応など、土地利用に関する施策の基礎資料となる地籍調査事業を推進し、事業の完了をめざします。

(5) 公共用地の確保

① 公共用地の先行取得

「公有地の拡大の推進に関する法律」などにもとづき、今後も継続して瑞穂町および瑞穂町土地開発公社での公共用地の先行取得事業を適正に行っていきます。

② 町営墓地の必要性の検討

町営墓地の必要性について、長期的な需要を見極めながら慎重に検討していきます。

2 土地区画整理

【現況と課題】

土地区画整理事業は、地域の特性を活かしながら、秩序ある良好な市街地形成と土地の有効利用を総合的かつ一体的にはかるための都市計画事業です。

現在、瑞穂町では箱根ヶ崎駅西地区と、組合施行の殿ヶ谷地区の2か所で土地区画整理事業が行われ、早期完成をめざす必要があります。また、栗原地区では組合設立に向けた準備会が設立され、事業化に向けた詳細な調査をすすめています。

土地区画整理事業の推進にあたっては、地域住民の理解と協力が不可欠です。地域住民と行政が手を取り合いながら綿密に計画を作成し、効率的かつ円滑に事業を推進し、よりよい街づくりを行うことが重要です。

なお、西平地区については、現在施行中の土地区画整理事業の進捗状況や社会経済情勢、地域の要望などを勘案しながら、基盤整備のあり方を引き続き研究していく必要があります。

【施策】

(1) 施行

① 箱根ヶ崎駅西土地区画整理事業

瑞穂町の中心市街地を形成する箱根ヶ崎駅西地区の土地区画整理事業は、地区計画による良好な環境の整備につとめ、住居、商業および工業が調和した魅力ある都市空間の創出をはかります。

また、駅西口へのバス路線の拡充を促進するとともに、JR八高線とあわせ広域交通の結節点となるよう、多摩都市モノレール延伸の早期事業化を促進します。

(2) 指導・助成

① 殿ヶ谷土地区画整理事業

組合施行である殿ヶ谷土地区画整理事業は、瑞穂町の都市基盤が充実するための重要な役割を担っています。優良企業を誘導できるような住居と工業の均衡の取れた市街地を形成するために、組合への指導、助成を行います。

また、新青梅街道の拡幅再整備が着手されたため、関係機関と連携し、多摩都市モノレール延伸の早期事業化を促進します。

② 栗原地区土地区画整理事業

栗原地区は道路や公園などの都市施設に加え、JR八高線の新駅設置と一体的な基盤整備を予定しています。組合設立と計画づくりへの支援を行うとともに、関係機関との調整および連携を行い、地域住民の意見を尊重しながら、事業の早期着手と推進につとめます。

(3) 研究

① 西平地区の土地区画整理事業

地域住民の意向を尊重しながら、現在施行中の土地区画整理事業の進ちよく状況と社会経済情勢をふまえ、基盤整備のあり方を研究していきます。

3 景観

【現況と課題】

瑞穂町は、狭山丘陵によって、豊かな稜線を醸し出しています。また、残堀川沿いの親水エリアと緑化空間は潤いある景観を創出し、阿豆佐味天神社などの鎮守の森も町民にやすらぎを与える景観となっています。さらに耕心館は、武蔵野の旧家のたたずまいを残した歴史と文化を感じさせる静的空間と、現代の活動拠点として利用する町民の動的空間が調和し、落ち着きと活力ある雰囲気をつくりだしています。

良好な景観は、町民が共有する貴重な財産です。町民と町が協力して、街並みの整備や緑地の保全などをはかり、地域に秩序ある美しい、潤いを感じる景観を創り出すことが重要となります。

このような自然的景観と歴史的景観の保全につとめ、良好な姿で次代へ引き継いでいかなければなりません。また、町の特性、歴史および文化を活かしながら、新たな景観資源を発掘し、町の個性を引き出す都市景観を形成していく必要があります。

一方で、捨て看板やポスター、不法投棄物など、町の良好な景観を乱す要因も存在しています。「環境美化」の施策と連携しながら、環境パトロールによる巡回監視に加え、地域のボランティアなどとの協力により、良好な景観を維持していく必要があります。

景観に関する総合的計画である景観基本計画にもとづき、自然と都市の調和した魅力ある景観を創出していくことが重要です。

【数値目標】

項目	現状値	平成 32 年度
生垣設置補助制度利用件数・総延長 (累計)	48 件 786.2m	60 件 1,000m

【施策】

(1) 景観基本計画の推進

① 景観基本計画の推進

景観基本計画にもとづき、瑞穂町の自然的景観と歴史的景観の保全、都市景観の創出につとめ、それぞれが調和した美しい街並みの形成を推進します。

(2) 景観の保全

① 潤いのある景観の形成

自然的景観を形成している狭山丘陵の六道山公園や狭山池を源流とする残堀川沿いの親水空間など、多様性のある環境の保全につとめるとともに、周辺の緑地整備とその活用により、眺望のよい、潤いのある景観を創出します。

② 風情を感じる景観の形成

落ち着いた雰囲気醸し出している耕心館などの歴史的建造物の保全につとめるとともに、地域の景観資源として活用し、風情を感じる景観を創出します。

(3) 地域資源を活かした景観の創出

① 都市景観の創出

地域の特性にあわせた個性的で魅力あふれる景観の形成をはかるため、地区計画や生垣設置補助制度の活用のほか、道路や公園などへの花植え、公共施設の美化につとめるとともに、モニュメントなど新たな景観資源の創出をはかります。また、水・緑と観光を繋ぐ回廊計画を推進するとともに、地域における景観づくり事業への支援や、電線の地中化について関係機関に要請を行うなど、良好な都市景観の形成をはかります。

第 2 節 便利で快適に暮らせるまち

1 公共交通

【現況と課題】

瑞穂町の公共交通は、JR 八高線と民間および都営バス路線が、町民の日常生活の足として、重要な役割を担っています。しかし、町民意識調査結果では、公共交通に対する満足度は依然として低く、町の将来の姿としてもとめる意見も「道路や鉄道などの交通網の発達したまち」が最も多くなっています。

JR 八高線については、箱根ヶ崎新駅舎の完成、東京駅との直通電車の新設、川越線との直通電車の増便など、利便性の向上も見られますが、単線であることから大幅な増便もなく、通勤や通学の交通手段として十分とはいえない状況です。複線化や新駅設置も含め、町議会および沿線自治体と連携して、引き続き粘り強く要請していく必要があります。

箱根ヶ崎駅は、電車とバスが交わる要所です。新たに西口発着のバス路線が開設されるなど、東西駅前広場の整備も完了としたことから、今後も、バス路線網や運行本数の充実を要請していくことが必要です。

多摩都市モノレールについては、土地区画整理事業の推進、新青梅街道拡幅再整備事業への着手などから、町民は箱根ヶ崎方面延伸の早期実現に大きな期待を寄せています。また、地域の交通利便性が格段に向上することや土地利用など、人の交流や地域の発展に大きく寄与するものとなります。

平成 27 年度の交通政策審議会答申に向け、東京都の検討結果では、整備について優先的に検討すべき 5 路線のひとつに、箱根ヶ崎方面延伸が位置づけられました。上北台から箱根ヶ崎間の早期事業化を引き続き要請していくことに加え、導入空間沿線の利活用や、財源の確保など事業着手に向けた準備も必要です。

【数値目標】

項目	現状値	平成 32 年度
八高線箱根ヶ崎駅電車本数	90 本	95 本

【施策】

(1) 鉄道の充実

① J R 八高線の複線化・車両基地の整備促進

J R 八高線の複線化と車両基地の整備について、町議会や沿線自治体などと連携した要請活動を展開し、輸送力の増強を促進します。

② J R 八高線の運行本数増加等の要請

通勤や通学の足である J R 八高線の運行本数の増加、青梅線や川越線との乗り継ぎ時間の短縮など、J R 八高線利用者の利便性向上のため、町議会や沿線自治体と連携して粘り強く要請します。

③ 新駅設置の要請

栗原地区の土地区画整理事業にあわせた新駅整備と、武蔵野地区への新駅設置について、引き続き関係機関に要請します。

(2) バス交通の充実

① 運行サービスの充実

運行路線の拡充や運行本数の増加、運行時間の延長に加え、都営バスの箱根ヶ崎駅への乗り入れ増など、引き続き関係機関に要請していきます。

(3) 多摩都市モノレールの導入

① 多摩都市モノレールの整備促進

整備効果が高いことが見込まれる路線のひとつに位置づけられたことから、上北台駅から箱根ヶ崎までの延伸について、町議会や関係自治体と連携し、関係機関へ強くもとめていきます。また、沿線の利活用や財源の確保など、事業着手に向けた準備をすすめます。

2 住宅・公園

【現況と課題】

瑞穂町では、だれもが安全に安心して居住することができるまちづくりの実現をめざし、町の地域特性をふまえて策定した住宅マスタープランがあります。近年、高齢者のひとり世帯が増えているなか、町民意識調査結果では、ひとり暮らしの高齢者への支援を要望する声が多く、高齢者に配慮した改築や設備整備が必要です。今後、一般住宅におけるバリアフリー化、障がいのある人の居住環境向上に向けた支援も必要です。

町営住宅についても、入居者の高齢化がすすんでいます。階段の昇り降りの負担を少なくするため、入居者住宅変更募集を随時行い、退去時修繕時には室内をバリアフリーにするなど、高齢者が安全に、安心して生活ができる取り組みが必要です。また、町営住宅は建設から約30年が経過し、施設の老朽化がすすんでいます。長寿命化に向けて改修・修繕をはかるため、町営住宅長寿命化計画を策定しました。今後は計画に沿った安全で利用しやすい住環境の整備がもとめられます。

住宅地については、土地区画整理事業によって宅地と都市施設の整備をするとともに、地区計画制度の活用など、健全な都市環境の確保をはかっていますが、新しい居住空間と生活環境を創出していく中で、だれもが暮らしやすい安全性、利便性、快適性を備えたまちづくりが基盤整備としてもとめられています。

瑞穂町は、東日本大震災などの自然災害を受け、耐震改修促進計画を策定し、耐震診断および耐震改修の助成制度を設けました。引き続き既存住宅の耐震化を促進し、居住空間における被害軽減をはかる必要があります。

一方、公園や緑地も、日常生活の中で潤いとやすらぎを与えてくれる開かれた空間です。住宅地の中の身近なところに存在することにより、地域交流の場や防災拠点としても機能します。宅地と公園・緑地の一体的な整備を推進し、新たな町民の人口流入と定住化を促進していく必要があります。

だれもが安全に利用しやすい公園整備につとめるとともに、世代間を超えた交流の場としての整備や、健康志向をふまえた健康器具の設置などを引き続きすすめていくことも重要です。

狭山丘陵は、都立狭山自然公園や狭山近郊緑地保全区域に指定され、都立野山北・六道山公園の整備がすすんでいます。学校通り（町道2号線）に架かる狭山懸橋が整備され、遊歩道の充実がはかられています。今後は、西端部のさやま花多来里の郷などとの、一体的な整備をすすめていく必要があります。

市街地の大樹や屋敷林、平地林については、保存樹木・樹林地制度にもとづき、保存指定を行っています。緑地の減少は地球温暖化につながるとともに、生きものの生態系や水環境にも影響を与えるため、所有者および関係機関との連携、協力によって緑の保全と創出に取り組むことが重要です。

【数値目標】

項目	現状値	平成 32 年度
町民の定住意向指数(町民意識調査)	51.1%	55.0%
公園ボランティア登録者数	個人 43 人 団体 4 (158 人) 法人 4 (45 人)	個人 60 人 団体 8 (180 人) 法人 5 (65 人)
保存樹林地登録数	樹木 35 本 樹林地 37 か所	樹木 40 本 樹林地 40 か所

【施策】

(1) 住宅マスタープランの推進

① 住宅マスタープランの推進

住宅マスタープランにもとづき、町内における住宅および住宅地の供給を推進し、安定した生活環境の確保と向上を促進します。

(2) 居住環境の整備

① 質と量のバランスの取れた居住空間の形成

国や東京都と連携し、既存住宅の耐震化、防音化、バリアフリー化を促進するとともに、地区計画や開発指導により優良住宅地の創出をはかり、質と量のバランスの取れた居住空間の形成をめざします。

② 住居表示の整備

利便性がよく、安全で安心できる住環境を形成するために、土地区画整理事業の状況と町民ニーズにあわせ、わかりやすい住居表示の整備を推進していきます。

(3) 高齢者や障がいのある人に配慮した住宅整備

① 高齢者に配慮した住宅の整備

要介護状態になっても自宅で生活ができるよう、それぞれの状態に応じた自宅のバリアフリー化を促進するとともに、高齢者の生活に配慮した改築や設備整備の支援をします。また、いつまでも安全に安心して暮らすことのできる住まいを確保するため、高齢者向けの優良な住宅整備の検討を行います。

② 障がいのある人に配慮した住宅の整備

住宅設備改善費給付事業や日常生活用具給付事業により、手すりの取り付けや段差の解消などを促進しています。支給制度の普及推進をはかるとともに、制度の拡充に向けた検討を行います。

(4) 公共住宅の充実

① 町営住宅の居住環境の充実

町営住宅長寿命化計画にもとづき、屋上防水工事などを計画的に実施し、建物の長寿命化をはかります。また、入居者の高齢化に対応し、継続して入居者住宅変更募集を随時実施します。

(5) 計画的な公園整備

① 都市計画公園の整備

都市計画公園・緑地の整備方針により重点公園・緑地に定められた公園の整備を促進します。また、都立野山北・六道山公園への遊歩道の整備など、さらなる推進をはかるよう東京都に要請していきます。

② いこいの場の提供

緑の基本計画にもとづき、計画的な公園の整備をすすめます。また、土地区画整理事業や大規模開発にあわせ、公園や緑地の確保につとめ、だれもが利用しやすい町民のいこいの場、交流の場の創出をはかります。

③安全かつ工夫をこらした公園整備

遊具などの安全点検や植栽の定期せん定につとめ、子どもたちが安全に、保護者も安心して利用できる公園づくりをすすめるとともに、健康器具や児童遊具の設置など、子どもから高齢者まで、だれもが楽しめる公園づくりをすすめます。

④効率的な維持管理と特色ある公園づくり

公園は町民にもっとも身近なコミュニティ施設であるため、公園ボランティア制度を普及させ、町民が地域の公園を維持管理するとともに、地域のニーズに合った特色ある公園づくりを自ら行うことができるよう推進していきます。

⑤バランスの取れた公園配置

住居と公園のバランスの取れた適正配置につとめるとともに、市街地の空閑地を利用したポケットパークの整備を推進します。

(6) 緑地の保全

①狭山丘陵の公有地化

豊富な緑と自然的景観の保全をはかるため、東京都と連携し、必要に応じて公有地化を推進します。

②平地林・樹木の保全

保存樹林・樹林地制度および緑の基本計画にもとづき、保存樹林地の指定および整備、公有地化の推進、大樹や屋敷林の保存などにつとめます。

③さやま花多来里の郷の管理・運営

水・緑と観光を繋ぐ回廊計画の拠点施設である、さやま花多来里の郷が、瑞穂町のシンボル施設となるよう町内外へ情報を発信します。また、ボランティアとの協働により管理・運営をすすめます。

3 道路

【現況と課題】

自動車保有率が高い瑞穂町では、道路は日常生活における必要不可欠な都市施設であり、安全性、利便性を備えた道路の整備は、町の重要なテーマです。

新青梅街道は、圏央道や国道16号とともに、主要道路ネットワークを形成する上で、大切な役割を担っています。新青梅街道の拡幅再整備は東京都により事業がすすめられていますが、早期完成に向けて東京都などに整備促進を要請していく必要があります。

また、都道166号線の拡幅については、一日も早い交通環境の改善に向け、事業の早期完了を要請していく必要があります。

一方、主要道路以外の生活道路も基盤整備された地区以外は、道幅の狭い区間があり、歩道と車道の区別のない道路など、日常生活における歩行、通行両面での危険性が伺えます。特に、圏央道と中央自動車道の接続や町内外における大型商業施設の立地に伴い交通量が増加しているため、生活道路への車両進入も増えています。通学路をはじめ、町民の安全を重視した道路の改善をはかっていく必要があります。

しかし、これらの問題の解消には、沿道地権者の理解と協力が不可欠です。町民の理解を得ながら、生活圏への進入車両を迅速に幹線道路に導くとともに、通過車両を適正に分散できるよう、生活道路と幹線道路のネットワークを形成していくことが重要です。

また、高齢社会がすすむ中、だれもが利用しやすく、安全で快適な歩行空間を確保していかなければなりません。

水・緑と観光を繋ぐ回廊計画にもとづき、計画拠点施設や地域資源を有機的に繋ぐため、回廊ルートの整備を推進する必要があります。

【数値目標】

項目	現状値	平成32年度
道路面積	1,474,080 m ²	1,480,050 m ²
道路舗装率	85.3%	86.3%

【施策】

(1) 幹線道路の整備

① 都市計画道路の整備

東京における都市計画道路の整備方針（第四次事業化計画）において、東京都と区市町が共同で定めた優先整備路線を中心に、次の都市計画道路の整備を促進します。

福3・4・4号線	東京都施行
福3・4・10号線	国土交通省・東京都施行
福3・4・21号線	東京都施行
福3・4・26号線	瑞穂町施行
福3・5・17号線	東京都施行
福3・5・23号線	瑞穂町施行
福3・5・24号線	瑞穂町施行

② 土地区画整理事業による整備促進

土地区画整理事業により、次の都市計画道路の整備を促進します。

箱根ヶ崎駅西土地区画整理事業

福3・4・30号線
福3・5・17号線

殿ヶ谷土地区画整理事業

福3・5・22号線
福3・5・23号線

栗原地区土地区画整理事業

福3・4・21号線
福3・4・26号線

③ 国や東京都への整備要請

新青梅街道の拡幅再整備および都道166号線の整備については、多摩都市モノレール延伸の前提条件であることから、早期の完了を要望します。

また、圏央道青梅インターチェンジとのアクセス機能を重視した都市計画道路青3・4・13号線など関連道路の事業化、渋滞緩和策として、第3次交差点すいすいプランに位置づけられている交差点への改良事業の推進、さらに、歩行者の安全確保と沿道の快適な環境づくりのため、バリアフリー化や歩車道分離施設の設置、緑化の推進などについて、国や東京都に要望していきます。

(2) 町道の整備と適切な維持管理

① 町道の整備

町民の安全で快適な通行を確保するため、町道の整備および改良につとめるとともに、幹線道路と生活道路のネットワークを形成し、地域内交通の円滑化をはかります。また、災害時に迅速かつ円滑な消防活動などができるよう、避難道路としての機能の確保につとめます。

② 回廊ルートの整備

水・緑と観光を繋ぐ回廊計画にもとづき、安全で快適な歩行空間を確保するため、順次、回廊ルートの特殊カラー舗装を行い、町民や来訪者が自然環境・歴史的資源などとふれあえるようわかりやすいルートを整備していきます。

③ 狭あい道路の解消

「建築基準法」第42条第2項にもとづくセットバック部分の公有地化を含め、沿道の地権者の理解と協力をもとめながら、狭あい道路を改修し、秩序ある生活道路環境の確保につとめます。

④ 適切な維持管理

道路の管理体制をさらに強化し、不良箇所の早期発見につとめるとともに、状況に応じた迅速かつ的確な対応をはかり、良好な道路機能を維持します。また、交通安全施設や交差点改良、花や樹木の植栽など、総合的な都市施設としての道路環境の整備につとめます。

⑤ 法定外公共物（里道）の管理および処分

未利用や機能を保っていない里道については、不法占拠や不法投棄の原因になりやすいため、適切に管理するとともに、沿道の地権者からの払い下げ要望に応じて財産処分を検討します。

4 上下水道・河川

【現況と課題】

下水道は、快適な生活環境の向上をはかるとともに、公共用水域の水質の保全をはかるための重要な都市施設です。

瑞穂町の公共下水道は、汚水と雨水をそれぞれ別系統で排水する分流方式を採用しています。

汚水については、市街化区域内の未整備地域と市街化調整区域内の事業認可された地域について、順次整備をすすめるとともに、殿ヶ谷土地区画整理事業地内は事業の進ちよくにあわせて整備を行っています。汚水事業の整備率100%の早期達成をめざし、引き続き事業の推進が必要です。また、管渠の布設後30年を経過した污水管の増加、築30年を経過した駒形汚水中継ポンプ場の施設の老朽化などに対応するために、計画的で適切な維持管理による修繕や、施設の延命化をはかる必要があります。

一方、雨水については、道路整備や土地区画整理事業の実施にあわせ、計画的に整備をすすめていますが、近年頻発している集中豪雨や大型台風による洪水被害への対策が重要です。

下水道事業において財政の安定を持続的にすすめていくため、下水道施設の適正な維持管理や適切な事業執行を行い、公営企業会計への移行を見据えて、収支のバランスのとれた健全な経営をめざすことが重要です。

上水道については、多摩地区水道事業の都営一元化計画により、東京都が安定した給水と業務の効率化をはかりながら、広域的に管理しています。東京都と連携し、災害時などにおける給水体制の確保につとめる必要があります。

瑞穂町には、多摩川の支流の残堀川と荒川の支流の不老川の2水系があります。

残堀川の改修工事が完了し、水源の狭山池をはじめ、河川沿いにはポケットパークや公園が整備され、水に親しむことのできる空間を創出しています。また、カワセミの営巣ブロックが設置されるなど、自然環境に配慮した河川づくりがすすめられました。

不老川は、大雨や流域の開発などによる流入量の増加によって、下流域に浸水被害をもたらしていますが、埼玉県流域内の河川改修がすすまないため、流域自治体と連携しながら、総合治水対策の促進を埼玉県へ要望するとともに、流出抑制対策を講じていく必要があります。

また、河川が、いつまでも親しみのもてる水辺空間であると同時に、動植物が生息できるよう、水辺環境の形成と水質の浄化につとめていく必要があります。

【数値目標】

項目	現状値	平成 32 年度
下水道整備率（汚水事業）	92.1%	98%
下水道整備率（雨水事業）	45.9%	50%

※整備率＝整備済面積／認可面積

【施策】

（１）下水道事業の充実

①汚水対策の推進

市街化区域内未整備地区と事業認可済みの市街化調整区域について、順次、管渠の整備をすすめるとともに、土地区画整理事業の進ちよくにあわせた管渠の布設を計画的に実施します。また、市街化調整区域内の整備の拡大をはかります。あわせて、供用開始区域内の水洗化を促進します。

②維持管理体制の充実

瑞穂町下水道維持管理計画にもとづき、下水道施設の適切な維持管理につとめ、施設の延命化をはかりながら計画的に改築・更新を行います。また、瑞穂町下水道BCP計画にもとづき、災害時の非常時対応体制を構築します。

③財政の安定化

財政の安定を持続的にすすめていくため、下水道施設の適正な維持管理や適切な事業執行を行い、公営企業会計への移行を見据えて、収支のバランスのとれた健全な下水道経営をめざします。

（２）雨水対策の推進

①雨水対策の推進

雨水調整池の整備や雨水貯留浸透施設の設置をすすめるとともに、土地区画整理事業や新青梅街道の拡幅事業などほかの事業にあわせて、雨水幹線の整備を促進します。都市基盤整備の関係部局、防災部局などと連携をはかり、総合的な浸水対策を推進します。なお、不老川水系については流域自治体と連携し、河川の改修について、埼玉県に対して引き続き要請を行っていきます。

(3) 東京都と連携した上水道の確保

① 災害時における連携

災害発生時に備え、町民に迅速かつ円滑に給水できるように、東京都との連携を強化します。

② 基盤整備における連携

土地区画整理事業の推進や都市計画道路の整備など、基盤整備事業の実施にあたっては、東京都の水道事業と連携し、一体的な整備となるようにつとめます。

(4) 河川環境の整備

① 水と親しむいこいの場の創出

町民がより身近に感じて利用できる親水性のある水辺空間の創出をはかります。

② 水路改修事業の推進

必要に応じて、水路の整備を推進し、安全な地域環境の創出をはかります。

③ 水質の浄化と生態系の保護

生態系を守っていくためには、河川の水質浄化が重要です。保水や浸透機能をもつ緑豊かな環境はきれいな水を創り出すため、下水道整備を促進するとともに、水質汚濁の防止、環境美化意識の向上を啓発し、河川の水質浄化をはかります。

第6章

総合計画を推進するために

■ 第1節 ■

連携と協働がささえるまち

■ 第2節 ■

健全な行財政運営の自立したまち

第6章 総合計画を推進するために

第1節 連携と協働がささえるまち

1 地域協働

【現況と課題】

協働とは、町民、NPO、ボランティア、企業、行政など役割の異なるもの同士が、お互いの立場を理解しあい、それぞれ協力することによって、相乗効果を得られることです。単に行政の負担を減らすというものではありません。

瑞穂町は平成26年10月に「協働宣言」を行いました。町にかかわる多くの方が、世代や立場の壁を越えて協力し合い「自立と協働」のまちづくりを実現することが重要です。また、住民団体の自立化と町職員の意識改革をはかり、既存の活動や新たな協働による事業を推進していく必要があります。

町民活動は、自助グループ活動、ボランティア活動、NPO活動などさまざまな主体によって形成されています。社会福祉協議会内には「ボランティアセンターみずほ」が設置され、だれもが気軽に相談し、多くの住民が地域の活動に参加できる環境の整備と、地域問題の解決をはかるために、地域団体とのネットワークづくりを推進しています。今後は、センターの活動が広く町民に認知されるよう、側面から支援していく必要があります。

町民参画に性別の違いによる差別があってはなりません。男女共同参画社会の理念にもとづき、あらゆる町民が互いを尊重し、認め合いながら地域社会を形成することが重要です。

選挙は民主主義の根幹をなし、投票は町民が政治に参加して意見を反映させる最大の機会です。選挙に関する町民意識調査の結果にもとづき、政治や選挙への意識醸成を引き出すためにも、イベントなど多くの町民が集まる場所での啓発活動を行うことが重要です。

一方で、地方分権により、地方自治体の自主性がもためられると同時に、町民の代表である町議会の役割も重要になります。健全な町政運営の一翼を担い、町と町議会がそれぞれの機能を果たすことで、よりよいまちづくりができることが期待されます。

【数値目標】

項目	現状値	平成 32 年度
事務事業評価シートにおける社会貢献活動団体等との協働事案数	63 事案	100 事案
審議会等への女性の参画比率	23.3%	30.0%
選挙投票率(衆議院議員選挙)	48.12% (平成 26 年)	55.0%

【施策】

(1) 協働の推進

① 協働施策の展開

協働のまちづくりの実現に向けて、具体的かつ実践的な取組について検討し、協働を推進していきます。また、協働したまちづくりを実現するため、地域と行政の橋渡しとなる職員地域情報コーディネーター制度を推進します。

② 行政情報の提供と公開

地域協働が円滑に実践されるよう、「広報みずほ」やホームページ、生涯学習まちづくり出前講座などを活用し、行政情報を適時的確にわかりやすく提供し、町民と町が情報を共有できるようにつとめます。また、行政情報の公開性を高め、町民の町政への参加を促進します。

(2) ボランティアセンターみずほと連携

① 社会活動に参加しやすい環境づくり

子どもから高齢者まで、町民が気軽に社会活動に参加でき、町民同士が助け合うとともに、やりがいのある社会活動を継続できるよう、活動に関する相談支援、ボランティア登録制度の普及推進、関連情報の提供を行っていきます。

② ボランティア・NPOの育成と連携

地域の問題を自ら解決するために、より多くの個人ボランティアや団体、NPOが育成され、活躍することができるよう、養成講座や研修を実施します。また、ボランティアセンターと人材および団体間、人材と団体間の情報交換や情報共有をし、活動連携が促進されるよう、ボランティアやNPO活動のネットワークづくりにつとめます。

③ ボランティア・NPOの公的民間力の活用

行政との役割を明確にし、対等な立場で連携できる、強い使命感をもったボランティア団体やNPOなど、民間力を積極的に活用し、共通の目標達成をめざします。

(3) 男女共同参画社会の推進

① 男女共同参画社会推進行動計画の推進

第5次男女共同参画社会推進行動計画の基本理念「男女が共につくる地域社会をめざして」の実現に向け、地域、家庭、学校および職場などにおける男女共同参画社会形成および女性の活躍推進のための個別施策をすすめます。

② 町民主体の男女共同参画社会の形成

男女共同参画社会の形成は、町民一人ひとりの根本的な意識や考え方によって大きく左右されます。町民で構成される男女共同参画社会推進委員会を中心に啓発活動を展開するとともに、学校教育や生涯学習の場面でも男女共同参画意識を啓発し、町民の主体的な活動につなげます。

(4) 選挙管理

① 選挙啓発の推進

身近な問題として政治や選挙に関心をもつよう、引き続きイベントなど多くの町民が集まる場所での啓発活動を行います。また、18歳に選挙権年齢が引き下げられることに伴い、新たな啓発をすすめます。

2 広報・広聴

【現況と課題】

多様化する町民の価値観や、複雑化している地域課題に対応するために、町民と町を結ぶ広報・広聴活動が重要な役割を担っています。まちづくりを地域協働によってすすめていくためにも、瑞穂町の情報を町民に適切に伝えるとともに、町民の意向を的確に把握し、互いの情報を共有して、町政に反映させていく必要があります。

ホームページ年間アクセス数は増加していますが、音声読み上げ機能などに加え、翻訳機能を充実させるほか、今後は、ホームページリニューアルやCMS機能の導入により、扱いやすく即時性のあるホームページづくりにつとめていく必要があります。

メール配信登録者数は、平成27年3月末時点で3,465人を数えています。引き続き、登録者数の増加を促すとともに内容の充実も必要となってきます。

毎月、全世帯に配布している「広報みずほ」の内容について、行政情報に限らず、情報特派員のレポートなどを掲載し、親しみやすく読みやすい紙面づくりをめざすことが重要です。

多様なメディアの普及に加え、年齢や社会的かかわり合い方の違いなどにより、情報を取得する手段が異なってきています。新たな情報発信ツールを検討することや、情報の内容によって通信手段を選択することもとめられます。

広聴については、「町長への手紙」、「各課へのお問合せ」および窓口対応で町民からの意見や要望を受け付け、回答しています。町民が気軽に意見を寄せられるシステムの充実と、提案が行政施策に反映された成果を公表することも大切なことです。

【数値目標】

項目	現状値	平成32年度
ホームページ年間アクセス数	158,859件	200,000件
メール配信システム登録者数	3,465人	5,000人

【施策】

(1) 町民にわかりやすい広報活動の推進

① 広報みずほ・情報冊子の充実

町民の視点に立った読みやすく親しみやすい「広報みずほ」の作成と、「町勢要覧」や「暮らしの便利帳」などの情報冊子を適宜発行し、町民に身近で必要な情報の提供につとめます。

② ホームページの充実

だれもが利用しやすいホームページの作成と、インターネットの即時性を活かした情報提供につとめます。また、検索性、デザイン性および双方向性の向上をはかるためホームページのリニューアルを行います。

③ メール配信システムの充実

メール配信システムによる適時的確な情報提供と、システムの普及およびPRにつとめ、登録者数の増加を促します。

④ 多様なメディアを活用した情報提供

CATVや新聞社、コミュニティFMなどを活用した広報活動を推進します。また、CATVの視聴区域拡大など、情報通信基盤の整備について、事業者に要請していきます。

(2) 町民の声を町政に活かす広聴活動の充実

① 広聴活動の充実

町民の声を町政に反映させるため、「町長への手紙」や「各課へのお問合せ」の利用を促進するとともに、それらの意見を反映させた成果を広く公表する仕組みを検討するなど、さらなる広聴活動の充実をはかります。

第 2 節 健全な行財政運営の自立したまち

1 行財政運営

【現況と課題】

少子高齢化や町民の価値観・ライフスタイルが変化しているなか、国制度の複雑化など、社会情勢がめまぐるしく変化していく中で、地方自治体の役割はこれまで以上に増大し、地域におけるさまざまな社会的課題を、自らの判断と責任において解決し、質の高いサービスを提供することがもとめられています。

瑞穂町では、行政改革大綱にもとづき財政の効率的かつ効果的な運営につとめています。課税対象を的確にとらえ、適正な課税につとめるとともに、徴収体制を一層強化していく必要があります。また、国や東京都の新制度創設などの動向を注視し、新たな補助金の有効活用をはかるなど、財源の確保につとめる必要があります。

一方、質のよい公共サービスの安定供給と都市基盤整備など、町の目標達成のためには歳出抑制も必要です。行政評価システムのPDCAサイクルを基本に、事業のスクラップ・アンド・ビルドに視点をあて、施策の新陳代謝をはかり、真に必要な施策を展開することが重要です。

業務の多様化に限られた職員数で対応するため、事務処理の効率化をはかるとともに、職員の資質の向上ももとめられます。そのためには、職員が自己啓発に積極的に取り組んでいくことが重要であり、能力を発揮しやすい職場環境の整備も必要です。また、横断的な組織体制を構築するとともに、より機能的な組織となるよう引き続き見直しが必要となります。

既存の公共施設等がこれから更新時期を迎えます。瑞穂町の財政状況は厳しい状況が続く中、町民ニーズや少子化などにより、公共施設等の利用需要が変化していくことが見込まれます。今後、公共施設等の全体を把握し、長期的視点をもって更新・統廃合・長寿命化をはかる必要があります。

庁舎については、平成24年度に実施した耐震診断の結果、昭和35年建築部分の耐震性能が著しく低下していたことから、仮庁舎建設等により事務室を安全な建物にすべて移転しました。現在は、分散した庁舎で行政サービスを提供している状況であり、来庁者に不便をきたさぬよう配慮が必要です。また切迫性が高いとされている首都直下地震や東海地震に備え、防災拠点として安全性の高い庁舎を早期に建設することが必要です。

【数値目標】

項目	現状値	平成 32 年度
町民の住みよさ指数(町民意識調査)	40.5%	50.0%
町政全体の満足度(町民意識調査)	31.2%	35.0%
町税収納率	95.5%	97.0%
経常収支比率	90.0%	80%台を確保

【施策】

(1) 行政管理機能の強化

① 行政評価システムの効果的運用

行政評価システムのPDCAサイクルによる検証を徹底し、効果予測と成果確認により事業の適正化と見直しをすすめるとともに、長期総合計画との連動化をすすめ、施策評価へとつなげていくよう、効果的な運用をはかります。

② 行政評価委員会の運営

行政評価の客観性を維持し、長期総合計画の実効性の確保および効率的な行政運営を担うため、町民の代表で構成される行政評価委員会を組織し、調査および審議を行います。また、下部組織として設置されている分科会により、行政改革の推進および補助金の適正化などについて審議を行います。

③ 事務・権限移譲への対応

地方分権に伴う事務や権限の移譲に的確に対応するとともに、事務処理特例制度を活用するなど、行政サービスの向上をはかります。

④ 施策連携による効果的な行政運営

総合計画における基本目標、まちづくりの方針、分野の枠にとらわれず、個々の施策がより効果的に機能するよう、連携につとめます。

(2) 継続的な行政改革の推進

① 行政改革大綱の推進

第5次行政改革大綱とその具体的取組を位置づけた実施細目を推進し、行政サービスの向上と効率的な行財政運営につとめます。

② 利用者本位の行政サービスの向上

だれもが利用しやすい行政サービスの提供をめざし、町民が身近にサービスを受けられるよう、必要な調査や研究をすすめます。

③ 民間活力の導入による効率的かつ効果的な運営

指定管理者制度の導入効果を検証しながら、今後の管理運営手法を検討します。また、行政サービスの向上と施設の効率的かつ効果的運営をふまえ、新たな施設への民間活力の導入を推進します。

(3) 行政サービスの情報化

① 情報化の推進

行政サービスの向上および迅速化をはかるとともに、情報の電子化や各行政分野における情報技術の活用を推進し、行政事務の簡素化、効率化をはかります。

② 電算システム共同運営の推進

住民情報系システムの共同運営を推進するため、西多摩郡4町村で取り組み、運営コストの削減をはかります。

③ 情報セキュリティ対策の強化

「個人情報保護条例」にもとづき、個人情報を適正に管理するとともに、情報セキュリティポリシーを指針として、電子情報を保護するための安全性を確保します。

④ 情報・文書の適切な管理

ファイリングシステムの維持管理を徹底するとともに、歴史的公文書の保存環境を整備し、適切な情報と文書の管理につとめます。

⑤ 社会保障・税番号制度（マイナンバー制度）への対応

マイナンバー制度の運用について、的確に対応するとともに、個人番号カードの多目的利用など必要な調査・研究をし、行政サービスの向上につとめます。

（４）安定した財源の確保

① 財源の確保

課税対象を的確にとらえ、適正な課税につとめるとともに、効率的で利便性の高い「e L T A X」による電子申告を推進します。また、土地区画整理事業の進ちょくにあわせ「みなす課税」をすすめ、安定的な固定資産税および都市計画税の確保につとめます。

さらに、印刷物などへの広告料や公有財産の処分など、新たな財源の確保につとめます。

② 町税収納率の向上

クレジットカードでの納付、マルチペイメントネットワークシステムによる納付など、より納税しやすい環境整備の研究をすすめます。口座振替の推進や積極的な滞納整理により収納率の向上をはかります。

③ 国や東京都からの補助金などの確保

補助制度の改正や新規補助制度の創設など、国や東京都の動向を注視し、補助金などの確保につとめるとともに、関係機関を通じて地方財源の確保を要望していきます。

（５）効果的な財政運営

① 効果的な財源配分

長期総合計画および行政評価システムと予算編成を連動させ、効果予測と成果確認をふまえた適正な予算規模を算出するとともに、重点事業に優先配分するなど、限られた財源を効果的に配分します。

② コスト意識の徹底

行政改革大綱にもとづき、常に費用と効果を念頭におき、最小の経費で最大の効果が得られるよう、行政サービスの向上とコストの節減につとめます。

③ 長期財政計画の運用と見直し

効果的かつ弾力的な財政運営につとめるとともに、国の制度改正や社会経済情勢の動向に対応し、計画の見直しを行います。

④ 公共施設等の総合的な管理

今後の公共施設等のあり方について、長期的視点をもって公共施設等の更新、統廃合、長寿命化などを計画的に行います。瑞穂町に即した管理計画を策定し、財政負担の平準化、軽減をはかります。

(6) 機能的な組織・人事管理

① 機能的な組織づくり

国の制度改正に加え、新たな行政課題や複雑化する事務事業などへの円滑な対応と、町民がわかりやすく利用しやすい組織の形成をめざし、柔軟で機能的な組織整備および対応につとめます。

② 適正な人事管理

能率的かつ適正な行政運営を確保するため、人事考課制度のさらなる運用と、業績および能力評価にもとづく人事制度の確立をはかるとともに、職員の任用や勤務形態の多様化に取り組むなど、適正な人事管理につとめます。

③ 職員の能力開発

人材育成基本方針にもとづき、職員の個々の能力を最大限発揮できるよう、研修制度を充実し、政策形成能力や課題解決能力などの向上をはかります。また、職員自らが能力開発に取り組むことができるよう支援するとともに、自己啓発しやすい環境づくりにつとめます。

④ 職場環境の整備

職員の能力が十分発揮できるよう、職場環境の整備と心身の健康管理につとめるとともに、次世代育成支援特定事業主行動計画にもとづき、ワーク・ライフ・バランスの推進をはかります。

(7) 庁舎の管理

① 新庁舎建設事業の推進

旧庁舎移転計画により、庁舎が分散した状況で行政サービスを提供していますが、案内表示の充実などにより来庁者に配慮します。

庁舎建設については、平成27年5月に策定した新庁舎建設基本計画にもとづき、利便性、快適性を備え、環境に配慮するとともに、防災機能、防災本部機能を充実させた機能的な庁舎を早期に建設します。

2 広域行政

【現況と課題】

地方分権による自治体の自立化がもとめられている中、事務の内容によっては複数の自治体で共同運営することにより、サービスの向上と経費の削減が可能となる場合があります。

瑞穂町では、西多摩衛生組合、東京たま広域資源循環組合、羽村・瑞穂地区学校給食組合、瑞穂斎場組合、福生病院組合といった一部事務組合を設立し、市町域や都県域を越えた複数の自治体による共同運営によって、町民のニーズや社会環境の変化に対応してきました。

また、西多摩地域の8市町村で構成する西多摩地域広域行政圏協議会では、西多摩の広域的な計画の調整を行うとともに、図書館や消費生活相談窓口の広域利用などを行ってきました。

一部事務組合や協議会などの組織された広域連携以外にも、青梅市、福生市、羽村市との戸籍の広域交付といった個別事務の共同処理も行っています。

今後も、事務の効率化をはかるために、瑞穂町の独自性を活かしつつ、広域連携による効果を検証しながら、共同処理を推進していく必要があります。また、公共交通や都市基盤整備といった広範囲にわたり、瑞穂町だけでは解決できない課題についても、近隣の関係自治体と連携して、要望活動を行っていくことも重要です。

【施策】

(1) 一部事務組合事業の推進

① 構成自治体との連携の堅持

一部事務組合構成自治体との連携を堅持し、共通の課題解決をはかります。

② 瑞穂斎場の利便性の向上

瑞穂斎場について、周辺環境に配慮した利用しやすい施設となるように、構成市と連携し組合に働きかけます。

なお、瑞穂町の単独事業として、霊柩の搬送に要する経費を助成します。

(2) 西多摩地域広域行政圏協議会による連携

① 広域行政圏計画の推進

西多摩地域広域行政圏計画に位置づけられている瑞穂町の施策を推進し、西多摩地域における瑞穂町の役割を果たします。

② 政策の共同研究

構成自治体の共通課題を広域的にとらえ、課題解決に必要な広域的政策を共同で研究するとともに、その実現をめざします。

(3) 広域的行政課題への効果的な対応

① 公共交通整備に関する広域連携

多摩都市モノレールやJR八高線、都営バスなどは、町内だけではなく広域的な路線網を有しているため、近隣自治体や沿線自治体と連携し、要望活動や実現に向けた活動を効果的に推進していきます。

② 新たな行政課題への対応

新たな行政課題への対応やさらなる事務の効率化に向けて、新たな広域連携化をはかるとともに、社会情勢などの変化による多様な課題などについては、国や東京都の動向を注視し、情報収集と研究につとめます。